

平成24年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成24年6月13日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 杉浦敏和議員 (1) 小規模特別養護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の建設について
(2) 地域の公園整備について
2. 内藤とし子議員 (1) 被災ごみ（震災がれき）の処理について
(2) 公務・公共サービスの業務委託について
(3) 子育て支援について
3. 柳沢英希議員 (1) 市の財政について
4. 鷺見宗重議員 (1) 公共施設の節電と自然エネルギーの推進について
(2) 高齢者福祉について
(3) 平和行政について
5. 柴田耕一議員 (1) 災害廃棄物の広域処理に関する見解について
(2) 保育所の民営化の状況について
6. 磯貝正隆議員 (1) 地域産業振興について

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	杉 浦 幸 七
教 育 長	岸 上 善 徳
企 画 部 長	加 藤 元 久
人事グループリーダー	野 口 恒 夫
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
経営戦略グループリーダー	山 本 時 雄
総 務 部 長	大 竹 利 彰
行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	森 野 隆
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
こども育成グループ主幹	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市整備グループ主幹	田 中 秀 彦
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
地域産業グループ主幹	杉 浦 義 人
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳

学校経営グループ主幹 梅田 稔
職務のため出席した議会事務局職員
議会事務局長 松井 敏行
主 査 杉浦 俊彦

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。

よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 一般質問を行います。

8番、杉浦敏和議員。一つ、小規模特別養護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の建設について。一つ、地域の公園整備について。以上2問についての質問を許します。

8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、2問の一般質問をさせていただきます。

初めに、小規模特別養護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の建設について。

昨年12月にまちづくり講演会、「「大家族たかはま」の実現に向けた生涯現役のまちづくり、これからの介護保険のあり方を考える」と題し、高浜市の介護保険制度を一緒になって立ち上げていただいた池田省三先生の講演を聞く機会がありました。講演会を通して、介護保険制度を切り口に「大家族たかはま」の実現に向けた生涯現役のまちづくりを一緒に考えていこうとするものでした。

講演の内容は、先生御自身が一緒になって立ち上げた高浜の介護保険制度だからではないと思

いますが、先生は講演会の中で、高浜市の要介護者への給付は世界1位であると言われました。また、つくった高浜市民の英知を評価していただきました。

さて、少子・高齢化の波は確実に近づいてきています。高齢者、特に介護が必要と認定された高齢者の方々からすれば、手厚い介護サービスは必要となります。しかし、手厚い介護サービスは必要があって使う人には本当に必要ですが、要支援や介護度の低い人たちが、使えるからといって使っている人が多いことが問題とされています。つまり使えるものならば利用しなければ損といった発想は、介護保険を壊すことになる。自分でできること、あるいは家族や友人や隣の人が普通に手を差し伸べてくれること、これが住民自治の基本と話をされました。社会保障は自助、互助、共助、公助の組み合わせであり、介護保険は補完性原理で成り立っているとの説明がありました。

ところで、地域医療連携（病診連携）、在宅医療、在宅介護といった言葉も一般的になってきました。地域によっては、介護施設が余っているところが出てきている。日本では、特別養護老人ホームという施設の中で看護師さんたちが走り回っています。そして、ケアを提供しているわけです。しかし、デンマークは違うと言われました。つまりデンマークでは、一つの地域が特別養護老人ホームの機能を兼ね備えています。特別養護老人ホームの部屋というのは自宅なんだと、つまり日本の特別養護老人ホームは一つの施設ですが、これと同じように地域全体、それは自宅であり、在宅ということですが、この地域全体を一つの介護施設と同じ見立てで介護しているということです。どちらも1人1日当たりのケアする時間は同じとのことでした。日本もこれから施設の在宅化に向いていくでしょうと言われました。

また、先生はデータを分析しながら、高浜市の介護サービスの利用を見ると、施設の在宅化に向かっていくこの時代に訪問系の利用が少なく、通所系の利用が高い、療養病床が少ない。グループホームは、最初に高浜市がつくったが現在は少ない。医療系の利用が多い。これを分析するのは住民であり、今後どうするのかを決めるのもまちづくりの住民です。高浜市の在宅サービスの推移、訪問看護は減少、通所リハが急増しており、分析が必要と言われました。

また、高浜市地域密着型サービスの推移、整備にかなりおくられているといった状況と、一方、地方では地域密着サービスのグループホームが余っており、施設は必要だが、これからお荷物となる。なぜならこれからは居住系サービスが主体となると言われました。

それではお伺いをします。

初めに、小規模特別養護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の建設の目的、趣旨、事業規模と論地町に建設地とした理由は。また、地域への説明はされているのか、あれば、その反応をお聞かせください。

次に、アサヒサンククリーン高浜ケアハウス（ケアハウス特定施設入居者生活介護）が湯山町にあります。こここの事業内容はどのように違いますか。

最後に、今後の計画についてお聞きいたします。

次に、地域の公園整備についてお伺いします。

平成22年3月議会でも高取小学区の地域の公園について一般質問をさせていただきました。公園整備の進め方は、福祉、環境、教育などのさまざまな分野で、市民と行政が一体となって事業計画の策定、実施、課題などの解決に取り組んでおり、特に身近な施設である公園、広場は地域の皆さんに大切に利用され愛される施設であるとともに、地域の特性が十分に活かされていることが必要と考えている。そうしたことから、身近な公園、広場の整備の望ましいあり方は、地域の皆さんが主体となり、行政と一体となって公園づくりの事業計画段階からワークショップ形式で参加をしていただき、みずからがランドワークとして公園づくりに汗を流し、さらには完成後の自分たちの公園という意識を持ち続け、維持管理を積極的に担っていただけるような取り組み方が望ましい姿であるとの考えを示していただきました。

また、公園整備での次世代育成と高齢者世代とのコラボレーションの考えについては、地域の高齢者が持つ経験や知識を伝える場と触れ合う場を提供することは重要なことだとの考えを示していただきました。

身近な公共施設である公園については、例えば遊具の施設の更新時期には地域のニーズを的確に把握して、高齢者と子供の交流を増進するような機能を付加していくとの答弁をいただきました。

地域にありますハーモニックタウンの公園は、隣接する高取南部憩の家の敷地との高低差が1.5mありますが、このような現状を調査し、条件が合えば一体的な土地利用も可能であるとの考えをお示しいただきました。

平成22年3月議会で御答弁いただいた内容と、その後の調査、検討された内容から、高取南部憩の家と隣接するハーモニックタウンの子ども広場一帯を一つの公園整備することについてお聞きいたします。

初めに、本定例会に上程されている論地子ども広場の廃止について、その経緯をお伺いします。

次に、高取南部憩の家と隣接するハーモニックタウンの子ども広場一帯を一つの公園として整備することのお考えをお聞きします。

以上、2問についてお願いをいたします。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（北川広人） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） 皆様、おはようございます。

それでは、杉浦敏和議員の1問目、小規模特別養護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の建設についてお答えをさせていただきます。

本市の介護基盤整備につきましては、特別養護老人ホーム入所待機者が120名から130名おられる中、一般的に入所対象と考えられる要介護3以上の方で在宅サービスを利用しながら入所待機の方は、過去の調査でも30名前後で推移いたしております。

こうした中、在宅重視を推進しつつ介護基盤整備を計画するに当たりましては、より在宅生活に近い家庭的な雰囲気と、高浜市民だけが利用でき、地域と家庭との結びつきを重視した定員29名以下で、高齢者介護に精通した社会福祉法人が事業運営する地域密着型小規模特別養護老人ホームが最適と判断し、施設整備を行うものでございます。

建設予定地選定につきましては、建物のイメージとしましては、地域密着型小規模特別養護老人ホームのよさを生かして、住民の方々と一緒に生活をしていく、そういうことを考えますと、地域の方々が入りやすい、平屋づくりを想定しており、平屋づくりとなりますと敷地面積が2,000㎡以上必要であることや、地震対策、津波対策を踏まえ、福祉部、都市政策部及び経営戦略グループの職員で構成した候補地検討チームを発足させ、さまざまな可能性を視野に入れ、幅広く調査・検討いたしました。また、過去、市が介護保険事業所を募集する場合は市有地に建設することとしており、今回も市有地に事業者が建設することを前提といたしました。

そうした中、さらに候補地を絞り込み、土地整備の必要性、土地所有者の意思等を踏まえ、論地町三丁目地内を整備予定地と決定をいたしました。

地元への説明につきましては、去る4月14日に開催されました論地町町内会理事会におきまして、町内会長を初め各理事の皆様方に対しまして施設整備について御説明させていただきました。

御出席の各理事からは、現行、論地子ども広場が担っております分別ごみ拠点、夏休み中のラジオ体操、地震等災害発生時避難場所に対しまして新たな拠点等の整備、調整が必要であり、これらを踏まえて事業展開していただきたいとの御意見をいただきました。

いただいた御意見に対しましては、地元住民の方々や行政内部の調整はもとより、事業実施する事業者とも協議を重ね、地域と共存していく施設運営となるよう調整をしております。

次に、アサヒサンクリーン高浜ケアハウスとの相違点でございますが、アサヒサンクリーン高浜ケアハウスは、民間資金等の活用による公共施設の整備、いわゆるPFI方式により平成15年度施設整備を行い、市が普通財産として保有、整備事業者が施設を貸しつけ、平成16年度事業開始いたしました。

今回の小規模特別養護老人ホーム整備は、事業者の施設整備に対し、国の補助金を財源に市が整備事業者へ補助金を交付するという間接補助により整備が行われますが、補助金交付の方法の差異はあるものの従前と同様な施設整備形態となっております。

次に、サービス提供形態等の差異でございますが、小規模施設を含めた特別養護老人ホームは、介護と住居とを含めたサービス提供が単体で一律に行われます。一方、アサヒサンクリーン高浜ケアハウスは、ケアハウスという特定施設で食事を含めた住まいという居住生活環境の提供が行

われます。その入居施設に住んでいる対象者に対して日常生活上の介護等の特定施設入居者生活介護の介護サービスが提供され、居住と介護が別々の2階建てサービス形態となっております。入居施設の上に介護サービスがつくので、日常生活に必要なものは個人負担となります。また、施設の規定規約以上のサービスを利用者や家族が求める場合、実費でそのサービスを受けることができます。

両施設とも、いわゆる三大介護と言われている入浴、排せつ、食事のほか日常生活上のお世話をを行い、利用者が能力に応じて自立した日常生活を営めるよう介護が行われておりますが、施設内で行われる医療面についても差異があります。

ケアハウスの医療体制は、協力医療機関の指定となっており、外部医師の協力を得て実施されます。小規模特養では、設備基準で医務室の整備が義務づけられ、人員基準では常勤、非常勤の勤務体制は問いませんが、医師の配置も義務づけられ、診療所開設として保健所に届けることになり、健康管理が介護とあわせて行われます。

このことにより施設内での医療管理が可能となり、一例としまして、口から施設での食事がとれない状態の方が栄養を補給する一つとして行われる胃ろうの造設者の対応も可能となっております。また、インフルエンザの予防接種も施設内で実施できることから、感染症発症の際にも速やかな対応を講ずることが可能となっております。

利用料の面におきましては、アサヒサンクリーン高浜ケアハウスは、利用者個人負担により基準以上の手厚い看護サービスが提供されているため、月額利用料は年収150万円の住民税非課税、要介護3の方では10万7,000円程度となっておりますが、小規模特養では8万3,000円程度と比較的安価であり、介護サービスはもとより医療面からの健康管理も行われます。

開設までのスケジュールといたしましては、去る5月29日に事業者選定委員会を開催、選定候補事業者が決定され、今議会で関係議案等の御可決をいただいた後、正式決定となっております。その後、施設整備を本年度末までに完了、2カ月間の開設準備期間を経て、平成25年6月に開所予定になろうかと考えております。

以上でございます。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 続きまして、杉浦敏和議員の2問目、地域の公園整備についてお答えいたします。

1つ目の今定例会に上程をされている論地子ども広場の廃止について、その経緯についての御質問であります。この論地子ども広場は、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、または情緒を豊かにすることを目的として、平成5年1月1日に面積1,607㎡で開園いたしました。

当時の論地町地内の児童遊園及び子ども広場の現状は、秋葉神社の所有地をお借りして設置をいたしました論地児童遊園1カ所のみ状況でありました。その後、論地町地内の住宅の増加によりまして、子供の遊び場を求めるニーズが届けられ、この要望にこたえるべく論地子ども広場の設置をいたしましたものであります。

現在、広場設置後約18年が経過いたし、論地町地内には民間事業者による開発行為に伴うミニパークの設置が図られ、また平成11年には論地東子ども広場、論地西子ども広場のそれぞれ新設整備をいたしております。

しかしながら、近年はこうした施設の現状に相反するかのようにより、周辺環境の変化による施設利用者の減少傾向を受け、高取小学校区の公園等のあり方に対する検討を進めてまいりました。この検討を進める中、現状の利用者把握ということで、平成21年度と平成22年度に利用者数の調査をいたしております。その調査結果と施設の維持管理費を踏まえた費用対効果等によりまして、設置当時の目的はほぼ達成されたものと判断をいたし、廃止をいたすものでございます。

なお、ただいま申し上げました経過に加えまして、先ほど1問目で御質問をいただいております小規模特別養護老人ホームの建設場所の検討を進めてまいりまして、複数の候補地より、この論地子ども広場の跡地を選定いたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2問目の御質問であります高取南部憩の家と隣接するハーモニックタウンの子ども広場の一角を一つの公園として整備することの考え方についてお答えいたします。

初めに、御存じのこととは存じますが、この公園整備の場所は論地町二丁目地内、高取南部老人憩の家と隣接するハーモニックタウンの子ども広場と隣接する本市の所有地を一体にいたしました面積約1,200㎡について整備を予定いたしております。

公園整備の考え方ではありますが、論地町二丁目地内には民間開発による住宅造成が進み、多くの住宅が建設され、人口が増加した地域であり、災害時の一時避難地となる広場の確保が必要であることから、防災機能を備えた公園整備を考えております。

この公園整備の進め方ではありますが、計画の段階から地域の皆さんの参画によるワークショップ、グラウンドワークを計画いたしており、整備後の公園が地域の交流の場、憩いの場として地域に愛され、日常的に利活用されるために、利用する地域の人々の意見を十分に反映する必要があると考えております。

このような取り組みを通して地域住民同士に新たなつながりが発生いたし、地域づくり、活力づくりの場になるものと考えております。

また、今後の予定といたしましては、来年度、公園整備のための地域組織の立ち上げをいたしまして、公園計画づくりのための現地測量、基本設計等について進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、杉浦議員におかれましても、地元議員としてのお立場で公園づくりに御協力をお願い申

し上げまして御答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

小規模特別養護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の建設について、地元への説明は既に論地町内会理事会へ出向いて施設整備について説明をしていただいているとのこと、ありがとうございます。

このとき各理事さんから、現行、論地子ども広場が担っている分別ごみ拠点、夏休みのラジオ体操、地震など災害発生時避難場所に対し、新たな拠点などの整備、調整が必要であり、これらを踏まえて事業展開をしていただきたいなどの意見が出されたようです。

町内の安心・安全を守るために御活躍をいただいている役員さんにとりましては、この先どうなるのか心配なところだと思います。地元住民の方々や行政内部の調整はもとより、事業を実施する事業者さんとも協議を重ね、地域と共存して施設運営となるよう調整をしてもらえるとのことですが、町内会、子ども会などの心配や要望について、しっかり調整をしていただき、地域と一体となった事業にしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

小規模特別養護老人ホームの建設について、再質問をさせていただきます。

初めに、選定候補事業者が決まるまでの経過と事業者名についてお伺いをいたします。

もう1点、施設の建設予定地の旧子ども広場の隣接道路は現在工事中ですが、今後の工事の見通しと施設への乗り入れはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） まず、候補事業者選定に至る経過と選定候補事業者ということですが、事業者の応募資格といたしましては地域密着型施設運営ということで、より地域に精通している必要があるため、高浜市内で介護保険サービス事業の運営を行っている社会福祉法人ということにいたしました。

それで、本年4月24日に市内3つの社会福祉法人に対しまして募集要項を配布し、その結果、5月22日に社会福祉法人知多学園様より応募申出書、関係書類一式の提出があり、ほかの2つの法人からは応募辞退の回答がございました。この応募の申し立てを受けまして、5月29日に事業者選定委員会を開催し、学識経験者、介護サービスに精通した方、市職員合わせて5名の委員が事業者からのプレゼンテーションや関係書類に基づき審査をした結果、採点結果が評価21項目すべてが選定基準以上に達していたため、社会福祉法人知多学園が候補事業者として選定をされました。

以上でございます。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） まず初めに、隣接道路の今後の工事の見通しにつきましては、現在、

知立建設事務所が発注しております吉浜棚尾線と西尾知多線との交差点部分から碧南市と高浜市の境までの間、約400mの間が来年の25年3月までには完成するというふうに聞いております。

したがいまして、そのところの施設の乗り入れの場所につきましては、吉浜棚尾線から乗り入れを考えておりますので、よろしく願いいたします。

さらに、市道大根線までの約400mの間につきましてはの供用開始につきましても、平成25年4月に供用開始ということを県のほうから聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。

小規模特別養護老人ホームの建設については、定められた手続を踏まえ、5月末の選定委員会で審査され、社会福祉法人知多学園が候補事業者として選定されたとのことですが、知多学園は現在、よしいけ保育園、葭池デイサービスセンターを運営され、実績もあり、地域と密着した施設ができるだろうと期待をしております。

さて、少子・高齢化の波は確実に近づいてきているわけですが、在宅サービスを利用しながら入居待機の方は、過去の調査から30名程度で推移をしているとのこと。在宅重視を推進しつつ、より在宅生活に近い家庭的な雰囲気と高浜市民だけが利用でき、地域と家庭との結びつきを重視した施設整備をしていくとのこと、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

また、施設への乗り入れは、新設される県道吉浜棚尾線からとのことですが、広い歩道を完備した広い道路ができると思います。現在、その北側の交差点までは道路ができておりますが、既にこの論地町地内の通学路として、郷の中から、この交差点のところに出て横断歩道を渡って、歩道を使つての通学をされております。当然こども通学路として活用されることだと思います。学童の安全確保への配慮をよろしく願いいたします。

次に、地域の公園整備についてですが、来年度、公園整備のための地域組織を立ち上げてとのことですが、地域の町内会、子ども会、いきいきクラブなどの各種団体を巻き込んで進めていただきますようお願いをいたします。

再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で災害時に一時避難所となる広場の確保が必要であることから、防災機能を備えた公園整備を考えているとのことでしたが、どのようにお考えなのか、現段階でわかっていることがあればお答えください。

○議長（北川広人） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 予定としております防災施設なんですけど、耐震の対応型トイレを1つと、それとかまどベンチ、それと太陽光LED照明灯等を設置したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 8番、杉浦敏和議員。

○8番（杉浦敏和） ありがとうございます。防災機能を持った一時避難所となる公園ができることは、地域の住民の方々も大いに期待をされていることだろうと思います。また、私も地域の方々と一緒にグランドワークに参加をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ところで、論地子ども広場がなくなってしまうことで、新たな公園整備を進めることや隣接する論地東子ども広場のさらなる有効活用を図っていただきたいをお願いします。この地域は、御存じのように小学生がまだまだ増加傾向にあります。子どもたちが子どもらしく成長していくためにも、公園は必要です。次世代を担っていく子どもたちを健全に育てていくためにも、公園の面積と確保が必要です。整備とあわせてお願いをしたいと思います。

また、道路ができることで便利になることと、分断されることで市民生活に不便が生じるかもしれません。丁寧な地元への説明と、よりよい方策を検討していただき、進めていただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は、10時45分。

午前10時34分休憩

午前10時45分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、被災ごみ（震災がれき）の処理について。一つ、公務・公共サービスの業務委託について。一つ、子育て支援について。以上、3問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） お許しを得ましたので、通告してある3問について、日本共産党と働く市民を代表して質問いたします。

1つ目、震災がれき（災害廃棄物）の処理についてでございます。

東日本大震災からもう1年3カ月がたとうとしています。まだ厳しい避難生活を余儀なくされてみえる方もおられ、国は全力を挙げて復旧・復興に力を入れるべきです。国から全国の地方公共団体に対し、岩手県及び宮城県で発生した災害廃棄物について、広域処理の協力要請が行われています。また、被災地の首長等から復興のためにも処理を急いでほしいと痛切な声が上がっています。宮城県議会議長からも、各都道府県議会に対し協力依頼がなされていると聞いています。そのため政府が総力を挙げ、被災地での処理能力の強化等、取り組みを一層進めるとともに広域処理を住民合意で進めるよう言われています。

被災地のためにできる支援をしようというのは、住民の多くが共通のものとして持っているで

しょう。しかし、国のがれき処理対策のおくれが問題であるにもかかわらず、廃棄物の受け入れに反対することが非国民かのように扱われ、それを国が先導するかのような今の流れは厳しく批判されるべきです。また、現在の議論の根底には、東京電力、政府が放射性物質への責任ある対応をしてこなかったことへの国民の不信があります。焼却した場合に放射性物質が拡散するのではないか、廃棄物の焼却場周辺や焼却灰埋め立て処分場周辺は大丈夫かなど、不安・心配の声がこのことを示しています。

こうした声に政府の責任ある対応が求められています。ところが、現在、特別に管理が必要な指定廃棄物は、セシウム134とセシウム137の濃度合計で1 kg当たり8,000ベクレル以上とされており、これ以下は一般廃棄物と同様に扱われていることは大問題です。この基準自身が政府の試算でも、廃棄物の処理に携わる作業者に年間1ミリシーベルト近い被曝を容認するもので、この基準のままで広域処理の名で国が地方自治体に処理をゆだねることは絶対に認められません。廃棄物の基準及び放射線防護対策を抜本的に見直し、強化することが必要です。

愛知県は、放射線量の基準については、いまだはっきりした数値を出していません。同時に広域処理をする場合、受け入れるのは自治体で焼却されている通常の廃棄物と同程度の放射能の量、質レベル程度以下のものに限ること、処理の各段階で放射能測定の体制に万全を期すこと、そのための体制、財源、結果の公表についてはきちんと責任を持っていただくこと、処理の各段階での測定結果については、すべて公開することが不可欠です。

さらに、住民合意を前提とすることは当然です。さらに、受け入れ自治体への財政措置を含む全面的支援策をとることが不可欠です。

そこでお聞きします。

碧南市の中部電力火力発電所に入れるというがれき処理について、住民の頭越しに話がありました。何よりも住民合意や情報開示など必要と考えますが、隣の市、高浜市としてどう考えてみえるのか見解を伺います。

次に、放射線量の数値は幾つを安全な数値とするのか。県ではまだ公表していないと承知していますが、三重県では100ベクレルとも聞きます。東京都では8,000ベクレルと、ところにより数値があいまいで、8,000ベクレルでは作業員も被曝する数値であると聞きますが、どのような見解でみえるのでしょうか。

次に、放射能が入っていた場合、拡散する可能性があります。これについてどう対応しようしてみえるのか。

次に、碧南市は地元では野菜をつくっている人も大勢みえますし、何よりも住んでいる方がおみえになります。6月3日、受け入れを問う町内会投票があり、受け入れの賛否を問う住民投票が行われました。その結果、反対の投票が多かったと承知しています。

投票の行われた川口町内会は、大浜下区の傘下にある町内会の一つで、碧南火力発電所に最も

近く、野菜農家が多いところで、この地元で反対が多いということは、地元合意がとれないということでないでしょうか。風評被害も心配であります。その上、子どもたちに対する影響についても心配ですが、この点、どう考えてみえるのかお示してください。

次に、燃やすとなった場合に飛灰となって高浜市に落ちる可能性があります。その場合、管理や対応はどのようにしようとしてみえるのか、お示してください。

さらに、被災ごみについては、岩手県は処理のめどが立ったと聞いています。宮城県はNHK宮城の報道では、震災で発生したのがれきの推計量が大幅に減ることから、被災地以外で処理してもらう広域処理が必要な量を当初の344万tから3分の1のおよそ110万tに下方修正する方針を固めました。宮城県では、震災で23年分の処理量に当たる1,820万tのがれきが県内で発生したと推計し、そのうち344万tは県内で処理し切れずとして広域処理が必要としてきました。

ところが、県が沿岸部の12の市と町から委託を受けて処理するおよそ1,100万tについて精査した結果、最も発生量が多い石巻市周辺の石巻ブロックのがれきの量が大幅に減るなど、およそ400万t少なくなることがわかりました。理由について県では、予測よりも多くのがれきが海に流れ出たことや家を修復して住む人が予想より多く、解体する家屋の数が減ったためとしています。このため、宮城県では、広域処理が必要ながれきの量を当初の344万tから3分の1のおよそ110万tに下方修正する方針を固めたというものです。

これに伴って宮城県では、東京都や山形市など既に受け入れを始めたり、北九州市など受け入れを固めたりしている自治体には、引き続き広域処理を依頼するものの、まだ受け入れを決めていない自治体には、新たに協力が必要かどうか検討し直すことにしていますとの報道もされています。

そこで、碧南に入れる予定の放射能を含む廃棄物は慎重に進めるべきであると同時に、住民合意と安全性が担保されてこそと考えます。それが担保されなければ、一時がれきの受け入れを中止するよう県に申し入れを行うべきであると考えます。

次に、2番目として、公務・公共サービスの業務委託について窓口業務委託を改善せよについて伺います。

当市では、窓口業務のスリム化などを目的として、市役所のさまざまな分野で行政サービスを委託化する取り組みが推進されております。これは、構造改革推進検討委員会の答申に基づいてアウトソーシング戦略、要するに行政サービスの中に民間活力を生かすことを具体的に取り込んだものです。総合サービス株式会社は、既に市役所の中に市民、総務、収納、水道、国保など窓口業務サービス、公共施設の維持管理、学校の給食調理、医療事務のレセプト点検事業など多種多様な自治体業務について委託をされています。

先日、健康保険の発行業務について、市民が来庁、その際総合サービスの社員が市職員の間で何度も行き来していることから、市の職員に尋ねたところ、受付から交付の間でチェックの部分

については市職員にチェックしてもらい、受付、交付については総合サービスに携わってもらい区分けしているとの話だったそうです。

しかし、これは問題があると考えます。1つには、労務管理上の独立性の問題であり、これは指揮、命令の問題、2つ目には、事業形状の独立性の問題で、これは機械設備、機材等の自己調達等の関係です。この形態に加えて、派遣先の労働者との混在による業務遂行は、より強く労働者派遣と認められるので問題があります。

さらに、現在大きな問題は起きていませんが、例えば給食調理業務の関係でいえば、ここでもし食中毒などが起きた場合、どちらが責任をとるのか。要するに市が責任をとるのか、総合サービスが責任をとるのか、どのように責任をとるのかお示してください。

次に、1人請負で仕事をしている用務員さんの職場の話に移ります。職場の先生方から、あれをして、これをしてと指示をされているという話を伺いました。また、あるとき用務員さんがお休みをとったとき、代理の人が来られなくて、事務所の方、制服を着た人がみえましたが、何をしていたかわかりませんので教えてください、言いつけてくださいと言われたとのこと。これでは偽装請負になるのではありませんか。

こんな問題のある方法で社員を雇って仕事を委託していれば、用務員さんを使うという点で、便利であるというだけで偽装請負が大手を振ってしまいます。法を守らなければならない市役所が法に違反をしているのは問題です。

市の職員であれば、校長が指示しても、園長が指示しても、またほかの先生方が指示しても問題は起きません。総合サービス株式会社という民間会社に委託しているから問題が起きるのです。市の職員として採用すべきです。

次に、3番目、子育て支援の問題に移ります。

働く家庭がふえています。先日、行き会った親御さんは、子どもが保育園と家庭的保育と別々に入って、お迎えも2カ所に迎えにいかなければなりません。朝・夕方の忙しい時期に2カ所に行くのは大変ですと言われました。また、以前知り合った方は、南部保育園に子供が入っているが、親は神明町で暮らしているので、間に合わない場合は祖母が迎えを頼まれるというお話でした。何とかありませんかと大変困っておられる様子でした。

前部長のころでしたが、子ども・子育て応援計画では、家庭的保育をふやすとの方針が出ていました。ことしいいき広場の上に社会福祉協議会が運営する家庭的保育が一つできたわけですが、今年度は46名の待機児が出ていると聞きました。46名もの待機児が出るようでは、施設が足りないことははっきりしています。子ども・子育て応援計画では、平成26年までに家庭的保育をつくるとの計画ですが、とても待っていては子どもは大きくなってしまいます。保育園をふやすか、家庭的保育を前倒しして準備するよう求めますが、どのような考えを持っているのかお示してください。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

〔市民総合窓口センター長 新美龍二 登壇〕

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、内藤とし子議員御質問の1問目、被災ごみ（災害がれき）の処理についてお答えをさせていただきます。

まず、現在、愛知県が表明している災害がれきの処理につきましては、県内市町村が所有する既存施設での焼却施設等を利用するのではなく、愛知県みずからが実施されるというものでございます。

したがいまして、県が実施する事業でございますので、本市では今回の災害がれき受け入れの全体計画や環境影響評価などの科学的データについて、県からの情報提供を待っているというのが現状であり、住民の皆様方にお知らせすべき材料がないことから、非常に苦慮しているところでございます。

また、災害がれきの受け入れについては、当然のこと住民の皆様、地域の御理解、御納得が前提であり、本市といたしましても、県に対しまして地元説明会の開催を求めているところであり、愛知県にあっても検討に係る調査費用を予算措置し、これらの調査結果が整い次第、科学的データを積み上げて地元の説明をしていくとされておりますが、現時点では地元説明会のスケジュール等も公表されていない、このことは新聞報道のとおりでございます。

とは言いましても、本市としましては県からの情報を待つだけでなく、できる限り正確な情報を収集する必要があると考え、国・県の動向を注視しているところであり、御質問の国の安全基準につきましては、できるだけ正確な情報の把握に努めているところでございます。

そこで、本市が把握している情報でございますが、国が示している1kg当たり8,000ベクレル以下の基準は廃棄物を安全に処分するために設けられた基準であり、放射性セシウム濃度がこれ以下であれば、一般廃棄物と同様の埋め立て処分ができるとされております。また、この値はIAEA国際原子力機関も認めている値とされております。

さらに、広域処理の対象とされている木くず、可燃物、不燃物のうち、木くず、可燃物につきましては、焼却炉の性能により焼却前の受け入れ基準として1kg当たり240ベクレル以下または1kg当たり480ベクレル以下の2つの基準があり、焼却後の焼却灰が1kg当たり8,000ベクレル以下となるように設定されているものでございます。

なお、この1kg当たり8,000ベクレル以下の基準は、現場で作業される方の健康に被害が及ばない基準であるともされております。

一方、この基準に対し、既に受け入れを実施されている地方公共団体では、さらに厳格な基準を設けていることも承知しており、原子炉等規制法で放射性廃棄物とみなされていない1kg当たり100ベクレル以下と設定し実施している団体も多く見られます。

以上のことから、国が設定する安全基準に関しましては、本市といたしましては、この基準については安全と安心に分けて検討する必要があると考えております。国が示した安全基準は、科学的なデータを積み上げて設定されたものであり、また本市には放射線に関する専門的な知見や研究施設も有しておりませんので、安全性を否定するものではありませんが、ほとんどの受け入れ自治体が国の安全基準より厳しい基準を設定し、住民の皆様の安心を得るよう努力されている状況を勘案しますと、安全基準は国よりも厳しい基準を設定せざるを得ないのではないかと考えるものであります。

今後、愛知県においては各種の環境調査等実施後、県独自の受け入れ基準が示されることとなりますが、ただいま申し上げました考え方を軸に検討していくことになるのではないかと予測をしております。

次に、中部電力碧南火力発電所のがれきを焼却した場合の放射性物質の拡散等についてお答えをいたします。

環境省によりますと、災害廃棄物の処理は徹底的な安全管理のもと実施するとされ、被災地で2回、放射能濃度の測定をした後、搬出し、受け入れ先で再度測定し、埋め立ての処分を行うとしております。

なお、飛散のおそれのある焼却灰は、密閉された容器で最終処分場まで輸送し、埋め立て処分の段階では50cm以上の土で覆い、外に飛び散ることを防ぐことで99.8%の放射線を遮へいできるとしております。

さらに、焼却施設には排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置を備え、これにより排ガスから放射線セシウムがほぼ100%除去できるといたしております。

以上のような対策措置を講ずることにより、環境省では放射性物質の拡散が防げるとしておりますが、この内容は当然愛知県も御承知のこととございますので、今後の全体計画の中で対策の内容が明らかになってくると思われまます。

次に、地元の合意は難しく、碧南火力発電所の処理は難しいのではないかとについてお答えをいたします。

愛知県は、できるだけ早く具体的な受け入れ計画をつくり、環境影響評価により科学的データを積み上げた上で地元説明していくと表明をされておりますが、とりわけ地元への風評被害が懸念されるところでございます。

これに対し環境省では、広域処理の実施に当たっては科学的にも安全に処理できることが確認されており、本来は風評被害が生じるような性格のものではないとし、万が一風評被害による損害が生じた場合は、受け入れ団体との相談の上、国として責任を持ってこれを回復するための可能な対策を講じるとしております。

本市といたしましても、地元の方が最も懸念される問題の一つである風評被害については非常

に心配をしているところであり、引き続き、その対策について愛知県及び愛知県市長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、広域処理量の見直しと焼却炉の建設についてお答えいたします。

まず、広域処理の必要量につきましては、平成24年5月21日の環境省の発表によりますと、岩手・宮城両県における見直しの結果を受けて、環境省において全体推計量と処理状況の見直しが行われております。その結果、災害廃棄物推計量は、岩手県が約530万t、宮城県で約1,150万t、仮置き場への搬入率は岩手県が78%、宮城県で81%、処理・処分割合は、岩手県が11.3%、宮城県で18.4%となったことが発表されました。あわせまして最大県内処理を図っても、なお岩手県で約120万t、宮城県で127万tの広域処理が必要とされております。この情報につきましては、当然県も把握していると思われまますので、現在作成を進められている全体計画にも反映されてくるものではないかと思えます。

したがいまして、愛知県のお考えが明らかになっていない現時点において、本市として愛知県が建設を予定している施設等の規模等について評価できる立場ではまだございませんので、御理解を賜りたいと思えます。

以上、るる申し上げましたが、災害ごみ（災害がれき）の処理につきましては、愛知県が実施に向けて調査を実施しているところでございます。現時点では、その動向を注視している段階であることを御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔市民総合窓口センター長 新美龍二 降壇〕

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、内藤とし子議員の2問目、公務・公共サービスの業務委託についてお答えさせていただきます。

まず、（1）窓口業務委託を改善せよでございますが、本市では、高浜市総合サービス株式会社や社会福祉法人高浜市社会福祉協議会などを中心に、以前から積極的に業務のアウトソーシングに取り組んでまいりました。本市における窓口業務を含めた民間委託に係る基本理念につきましては、御指摘のとおり、平成17年3月に提出されました高浜市構造改革推進検討委員会報告書におけるアウトソーシング戦略を基本といたしております。

この中で、アウトソーシングを推進していく上で、市民に身近なサービス分野の業務については、市民団体等への包括的アウトソーシングとし、その他の業務については公共的団体や民間企業への補完的業務のアウトソーシングとしてそれぞれ区分し、高浜市総合サービス株式会社への業務委託につきましては、後者の公共サービスの実施に係る補完的業務として位置づけているところでございます。

これを受けて、限られた財源の中で民の力を最大限活用し、行政本体のスリム化を図り、持続可能な自立した基礎自治体を目指すために市役所の行政サービスの外部委託を計画的に実施して

きており、これまでに市民窓口、医療、国保、税務、水道などの窓口業務サービスを初め、公共施設の維持管理、学校の給食調理、幼稚園、小・中学校の用務員業務など、多種多様な自治体業務を委託しているところで、その効果といたしましては、市役所全体としては年間で約3億円の経費の節減につながっていると試算いたしており、これにより生み出されました財源は、他の行政サービスの充実のために使わせていただいております。

また、高浜市総合サービス株式会社への業務委託は、ただいま申し上げました財政的な効果を生み出すだけではなく、地域での女性の社会進出や高齢者の再雇用の場の創出にもつながっているとされており、今後とも民間でできることは民間にゆだねることを原則として、積極的にアウトソーシングに努めてまいりたいと考えております。

そこで、御質問のありました市役所1階の市民窓口における高浜市総合サービス株式会社の職員が窓口業務で市の職員に判断を求めているという現状でございますが、例えば住民票や戸籍関係の証明書の交付に当たって、高浜市長の名前をもって公証行為を行えるのは、あくまでも市長の補助機関であります市の職員であり、これらの証明書を交付するかどうかの意思決定の権限は、基本的に市の職員に留保されていることとなります。

したがいまして、高浜市総合サービスの職員が受け付けをした交付申請書と作成した証明書について、請求権の有無や使用目的等について、その適合性を市の職員が確認をし、交付の可否について最終的に意思決定の判断を下すことが必要であり、契約書におきましても、公権力の行使に当たる部分は委託業務の範囲に含まないということを明確にしているところで、御指摘の国保の業務におきましても、例えば保険証の発行など同様の流れでございます。

なお、窓口業務委託を初め高浜市総合サービス株式会社への業務委託につきましては、地方自治法第234条の規定に基づいて契約を締結いたしており、同法第234条の2においては、契約の適正な履行を確保するために必要な監督権限についても認められていることから、これらの規定に基づき必要かつ適正な監督を行うことで、委託業務の適正な履行を確保いたしていることを御理解いただきますようお願いいたします。

次に、委託業務の遂行上、必要となる資機材の関係でございますが、窓口業務の委託、特に各証明書交付業務にあつては、その業務の性質から市が設置するコンピューター端末等の資機材を使用しなければ業務を遂行することが不可能であることから、コンピューター端末については市が提供・使用させています。しかし、机やイス等の備品については、本来、請負業者が自己の責任と負担で準備し、調達するべきものであるため市と高浜市総合サービス株式会社との間で有償契約としての双務契約を締結し、高浜市総合サービス株式会社より賃借料を徴収いたしております。

また、窓口業務において、高浜市総合サービス株式会社の職員と市の職員が混在しているのではという指摘につきましては、総合サービス株式会社の職員と市の職員の取り扱い業務が混在し

ないように、業務フロアの前列に総合サービス株式会社の職員、後列に市の職員と一定の線で分けられるよう配置いたしており、服装についても総合サービス株式会社の職員は制服を着用するなど、必要な措置は講じているところであります。

次に、給食業務に係る食中毒の関係でございます。この場合の責任の所在についてというお尋ねでございますが、第一義的には総合サービス株式会社が負うことになろうかと思いますが、最終的には市にも一定の責任を負うことになるであろうというふうに考えております。

次に、(2) 1人勤務の職場の改善についてであります。御指摘のありました用務員業務につきましても、現在、各小学校及び南中学校並びに各幼稚園において、高浜市総合サービス株式会社へ業務委託いたしております。用務員業務の委託内容といたしましては、施設管理としての開錠業務、校内・園内の美化としての職員室清掃や職員用トイレ清掃、ごみ収集、ごみ出しや花壇の手入れ、給食の配膳、収膳、市役所、銀行等への外回り、来客のお茶出しなどの業務メニューの中から用務員が学校・幼稚園に掲示されている行事予定等に基づき確認することにより、必要な作業を自身の判断で選択し、業務を行っているところでございます。

また、この用務員業務につきましても、業務責任者として同じ学校に勤務をしている給食調理員のリーダーが用務員リーダーを兼務し常駐しており、実務を担当する従事者である用務員と現場の責任者であるリーダーの複数体制で業務を実施していることから、学校や幼稚園から業務上の要望や指示が必要な場合は、現場のリーダーまたは高浜市総合サービス株式会社が直接その要望等を受け、そこから用務員へ指示するような仕組みになっており、指揮・命令についても適正に実施されているものと考えております。

また、用務員が体調不良やその他の理由により出勤できない場合には、応援要員を高浜市総合サービス株式会社で用意することになっており、業務の継続性は担保されておりますが、この場合でも、通常用の務員業務と同様に指揮・命令については適切に実施されているものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、高浜市総合サービス株式会社への委託につきましては、昭和61年に出されました労働省告示第37号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準」を踏まえ、適法に業務を委託しており、現時点では、高浜市総合サービス株式会社に対する業務委託を見直す考えはございませんので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、内藤とし子議員の3問目、子育て支援について、

(1) 待機児対策として保育園、家庭的保育を増設せよにお答えさせていただきます。

まず、高浜市における待機児童の状況から申し上げますと、3歳以上児では、待機児童は発生しておりませんが、3歳未満児において、平成16年度から20年度までの各年度当初の待機児童数は1けた台でありましたが、平成21年度の12人、22年度の14人、23年度の23人、そして本年度の

47人と推移し、特にここ2年で待機児童数がふえている状況であります。

高浜市では、これまでに平成19年度の認定こども園翼幼保園、平成20年度の認定こども園ひかりの開園を初め、園児1人当たりの基準面積を遵守して実施する定員の弾力運用等の民間保育所の活用によりまして、待機児童の解消に努めてきたところでございます。

さらに、本年度当初入園の申し込み状況から、前年度の待機児童数を上回ることが予想されたため、本年度においては公立園での定員の弾力運用を1歳児3人、2歳児9人で実施するとともに、たかはま子育て・子育て応援計画に掲げる取り組みとして、平成26年度までに家庭的保育を3カ所から5カ所に増設する目標を踏まえ、本年度に4カ所目として、高浜南部保育園を運営する社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施します保育所実施型の家庭的保育をいきいき広場3階のキッズルームこころんに併設して開設しております。

以上のような対応策によりまして、本市の平成24年3月31日現在におけるゼロ歳から2歳までの人口1,522人に対する3歳未満児の受け入れ可能人数は認可保育所で318人、家庭的保育で20人の合計338人となっておりますが、それでもなお、先ほど申し上げましたような待機児童が発生している状況でございます。

3歳未満児については、親子の触れ合いが大切な時期ではありますが、昨今の景気の動向等、不安定な社会状況により保護者の就労が求職中を含めて増加し、3歳未満児に対する保育ニーズが高まっていることから、待機児童の増加につながっているものと考えております。

ここで、高浜市の将来の人口動向を見ますと、第6次総合計画で示されていますように、全体としては増加傾向であります。乳幼児については減少の見込みとなっている中で、3歳未満児の保育ニーズは流動的であることから、サービスの提供側も流動的に対応すべきと考えており、まず短期的な対策として、大規模な施設整備を必要としない家庭的保育の増設を考えております。

家庭的保育は、子供を預かれるスペースが確保できれば認可保育所と比べ、比較的簡易に開設することができますので、少人数での家庭に近い保育を実現する3歳未満児に適した保育というだけでなく、即効性のある待機児童対策であると考えております。

先ほど申し上げましたように、たかはま子育て・子育て応援計画にもう1カ所の増設計画もあるため、その実施に向けて、次年度の待機児童の状況も踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、中・長期的な対策としては、国が進める子ども・子育て新システムにおける総合こども園の考え方に基づく保育園、幼稚園施設の有効利用がございまして、総合こども園の考え方が実施されますと、幼児教育、保育の一体的な提供がされる施設と位置づけられますので、現在の幼稚園施設での保育の提供が可能となってまいります。本市だけでなく全国的にも幼稚園における定員割れが生じている状況において、例えば現在の幼稚園の定員割れの部分にこれまでの保育園の3歳以上児を受け入れて、その分3歳未満児の定員を拡大することができれば、幼稚園における

給食設備を整備することなく、幼稚園施設の有効利用が図られ、保育ニーズにも対応できることとなります。

以上、2点の対応策である総合こども園や家庭的保育は、子ども・子育て新システムにおいて交付金給付の対象となる可能性がございますので、施設整備という点だけではなく、運営面においても効率的に待機児童対策を図れる手法であると考えております。

加えて、本定例会の補正予算でお願いをしております愛知県からの委託事業である新保育モデル調査委託事業も新システムにおける（仮称）地域型保育給付を意識した3歳未満児の事業所内保育の可能性を探るものでございます。

現在、国会において子ども・子育て新システムに係る法案が審議されておりますが、修正協議の中で総合こども園の創設を取り下げ、現行制度の認定こども園の拡充で対応するとの報道がございます。まずは、待機児童の状況を踏まえた家庭的保育の増設を進めながら、幼保一体型施設の動向を注視してまいりたいと考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） それでは、再質問させていただきます。

震災の廃棄物についてですが、県の指示といたしますか、待っているというお話が出ましたが、実際に作業を請け負うのは隣の碧南市ですけれども、この周辺の地域、西尾市だとか高浜市だとか、この地域も関連するわけですから、積極的にもっと声を出していただかなくては、住民の意見を出していただかなくてはいけないと思うんです。

地元説明会を待っているというのはわかりますが、そういう点で待ちの姿勢では不十分だということ、それから灰を埋め立てる場合に、50cmの土で埋めるというようなお話が出ましたが、その場合ががれき処理の基準で、放射能はセシウムだけではないんですよね。もうすごく強い毒のストロンチウムだとかプルトニウムだとか、いろいろなものがあるわけで、こういうのは放射性物質を付着したのがれきを焼却して、またその灰を埋め立てると、埋立地に雨水がしみ込んで、地下水脈に放射性物質が流入すると、そういうおそれもあるわけです。

また、今の所長ががれきの受け入れを決めても、焼却灰を埋めた場所が無毒になるまで見届けられるわけではないわけですね。将来の責任を持たないのに受け入れを決めるべきではないと思いますが、その点どうかということ。

それから、先日島田市で石が見つかったということで、焼却を一時ストップしましたがけれども、あそこの地域で焼却の施設の周辺、焼却が始まる前に測定したところ、空間線量が0.12ベクレルでした。島田市全域の平均値より約2倍の量の値が出たと。これは焼却が始まっているわけではないので、何でそういう数字が出たのかというのを市に聞いているというのが地元の方の声なんです。またその後、焼却が始まってからでも焼却施設の付近で14.1ベクレルが18.3ベクレルに

放射能濃度が上昇していると、そういう状況もありますから、決して安全ということは言えないと思うんですが、そういう点でももっと、市民の皆さんは不安を抱えているわけですから、県に対して意見をどんどん言っていただきたいと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） たくさん御質問がございましたので、答弁漏れがありましたら、また御指摘をいただきたいと思いますが、まずもって、待ちの姿勢ではまずいのではないかという御意見でございますが、当然私どもだけでなく、県下それぞれの自治体が県に対して要望されておりますので、私どもも県の全体計画を早く知りたいというのは本音でございます。

それから、受け入れをやめるべきではないかということではありますが、これはまだ愛知県知事が公表されたばかりで、何も示されていない段階でございますので、また近いうちに全体計画がまとまれば、県下全市町村に対する具体的な説明がございますので、その段階で、また次なる段階に入っていくのではないかなというふうに思っております。

それから、島田市の件でございますが、内藤議員がおっしゃられた細かいことは私ども承知しておりませんが、島田市は、東京都に次いで本格的な受け入れをされた自治体でございます。その間には試験焼却というものをきちっとやられて、本格的受け入れに入ったものというふうにとっております。

それから安全基準につきましては、最初の答弁でも申し上げておりますが、8,000ベクレルというのは、これはこれで国が示されたものでありまして、内藤議員の最初の御質問にもありましたように、愛知県に隣接しております三重県の松阪市では、受け入れ基準を100ベクレル以下に設定をされております。また、今お話をしました隣の県の静岡県島田市以外のほかの5市も受け入れ基準を100ベクレル以下という非常に厳しい基準を設けてやっておられますので、当然隣接する愛知県も、それに似た厳しい受け入れ基準が設定されてくるものと思われま。

以上でございます。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 先ほど8,000ベクレルはIAEAの数字、安全基準であるというようなお話が出ましたが、この8,000ベクレルというのは廃棄物の処理で、特別廃棄物ということで、一般廃棄物とは違うと思うんです。そういう点ではきちんと分けて考えていただかなければいけないと思いますし、それから陸前高田市長が、がれきの域内処理をしたいということで、処理プラントを陸前高田につくりたい旨をプランをまとめて岩手県に申し出たら門前払いをくらったと。それから宮城や岩手のがれきは、南相馬のがれきより線量が低いのは明らかだし、防災林をつくるためには南相馬のがれきだけでは足りないために、南相馬市長が、壊れた防波堤のすぐ後ろに防潮林をつくりたくて、その土台の山の部分に被災地のがれきを土と混ぜて使いたいというプランを持っておられて、去年の5月から国や県に働きかけているのに環境省がオーケーしないため

に実現しないという話もあるんですね。

がれきの広域処理というのは被災地支援の名のもとに親切そうな顔をして、その内実は雇用の機会と補助金を被災地から奪う行為とも言えるのではないかと思うんですが、また高い輸送コストをかけて遠い地域にまで運ぶ意味が本当にあるのかどうか、もうかるのは運輸業界と産廃業者なのではないかなど。それよりもむしろ愛知県は、土壤汚染という意味では汚染されていない土地ということで、安全な土地と食べ物を確保して、被災地の人々の健康を守る形での役割が愛知には求められていると思うんですが、そういう意味でも県にしっかり意見を出していただきたいと思うんですが、その点で、まずどうかと思います。お答えをお願いします。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） いろいろと内藤議員にも御心配をいただいておりますのでございますけれども、先ほども言いましたように、県全体の会議が開催された折には、いろいろな私ども思いがございますので、こういった御意見、要望等はさせていただくつもりでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 本当に大村知事が、当初は県内の3カ所で燃やすというような意見はなかったわけですが、急遽変わられたわけですが、そういう点でも本当にしっかり意見を言っていたかかないといけないと思うんですが、原発事故以後、文部科学省が1年に20ミリシーベルトという暫定基準を出しましたが、これもだれが決めたのかさえわからないなぞの基準なんです、ICRPというところの基準を出してきたわけですが、原発を推進したい国がお金を出しているNPO団体みたいなもので、一番お金を出しているのはアメリカだったと。NHKがその名誉委員だった人のインタビューに成功した番組で、その人は、20ミリシーベルトという基準は原発を推進しやすくするために緩く設定したものだし、大体原発で働く人たちのために考えた基準なので、原発には子どもや老人はいないから、それでもまあいいやと思っていたというお話をされていたそうです。子どもや老人を含む一般人に20ミリシーベルトの基準を転用した日本政府への対応の戸惑いというか、そんなことをされては迷惑だというようなことも言ってみえました。

胸のレントゲンに比べると、レントゲンを400回撮ったことになるそうです。1年365日、自分の子どもに毎日毎日必ず1回、時には2回、レントゲンを受け続けさせて、大丈夫だと思える親がどこにいるかと思うんですが、そんな数字がひとり歩きしているような実態です。ぜひ県のほうに中止していただくように要望していただきたいと思います。

それと、先ほどがれきが3分の1に減ったというお話もしましたが、これから仮設の焼却炉を建てて燃やすということになると時間もかかりますので、それをやっている間、特に川口町は今住んでいる方もみえますし、それから野菜もつくっていると。ですから、それをやるんだったらメガソーラーをつくって、電気を、これから原発で電気がつくれないということもありますし、

脱原発を目指してメガソーラーを広げていただくように県にしっかり言っていただきたいと思います。その点ではどうでしょうか。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 2点の御質問があったと思いますが、いろいろ内藤議員は数値的なものを言われたわけですが、私は先ほど申し上げましたとおり、現在自治体で受け入れ基準として設定されております100ベクレル以下というものは、人が自然界で浴びる放射線量としては、年間0.01マイクロシーベルトの被曝量におさまるものということで、健康に対する影響も生じない量ということで考えられておりますので、こういった数値をそれぞれの自治体が厳格に定められたというふうに私はっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、中電の碧南火力発電所にメガソーラーを設置してはどうか、要望してはどうかということでございますが、中部電力におきましては、中・長期的な太陽光発電の計画処理方針、そういったものもありますので、私どもが県のほうに対して申し入れるという考えはございません。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次の問題に移ります。

先ほどの問題は、また私どもも下からというか、意見をどんどん出していくようにいたしますが、ぜひ市のほうとしても考えていただきたいと思います。

それから、2番の公務・公共サービスの業務委託についてですが、指揮・命令下の問題が大きいわけですが、以前、参議院議員の吉川春子議員が政府参考人の藤井昭夫局長に聞いた際、答弁は、住民票の写しの交付とか印鑑登録の交付とかいろいろあるわけですが、その首長さんが、その職員がみずから行っていたべきであると考えていると、その理由は、個人情報扱った制度であって、めったやたらにだれでもやっていいということではないということに答弁されたそうです。

法律を遵守しなければならない立場の地方自治体が、そんなあり方でいいのか問われていると思います。

また、1人勤務の職場の場合ですが、先ほど言ったお話は実際にあった話で、現在そういうことがないにしても、そういう状態があるものだから、そういう声が自然と出てきているというふうに思います。その点で1人勤務の職場について、ぜひ学校のほうの調理員のリーダーから把握をされているというお話ですが、すべてについて把握ができるわけではありませんし、改善が必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 今言われましたのは幼稚園の用務員の件だと思いますが、学校に引率がございますので、そういったことは指示ができるようになっております。

それから、そういったことで議員は疑念というか、そういうものを持たれていると思っておりますが、

実は常々総合サービスのほうでも指示・命令の件につきましては教育をしておるところでもありますし、私どものほうも、園長を通じて職員にはそういった教育をしっかりとしております。そういう疑念等々を持たれるということもございますので、私が今総合サービスとともに考えておりますのは、まず通常の業務、それから急に園のほうに依頼が要る場合、こういった場合についても指示書をつくりまして、園のほうから用務員のリーダーにお願いをする。それで園、学校のリーダーが用務員のほうに指示すると、そういった書類を、記録を残していくというような形で、直接指示があるというようことは実際行っておりませんし、そういったことも書類の中でしっかりそういった形跡を残していきたいと、そのように考えております。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 先ほど個人情報の取り扱いについて御質問がございましたが、これにつきましては、契約書上に個人情報取扱特記事項ということで、厳格に明記しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（中村孝徳） 小・中学校の関係でございますと、給食調理業務と、それから用務員業務があるわけでございますが、私ども教育委員会といたしましても、毎年年度初めの校長会におきまして、派遣と請負の違い、学校には一切指揮・命令権がないよということとは常々言っておりますので、それは末端まで行き渡っておるということで、指示・命令は一切しておりませんので、よろしく願いします、

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） いろいろな形で業務の補正といいますか、いろいろな形でやっておられるようですが、私どもは指揮・命令の問題では、1人勤務の職場は偽装請負のそういう形がどうしても残っているというふうに思っていますので、ぜひ改善をしていただくようお願いいたします。

それから、子育て支援についてですが、きょうの新聞で、総合こども園は撤回するというような記事が載っていました。ですから、総合こども園では解決できないということですし、この四十何名の待機児の問題は、徐々にふえてきていますので、一刻も早く、家庭的保育事業でもやむを得ないといいますか、子供たちを施設で見えていただくような形をとっていただきたいと思いますが、今のお話ですと来年度というようなお話が出ましたが、今から準備して行って、本当に来年度に間に合うのかどうか、できればもっと早く待機児をなくしてほしいと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 家庭的保育、来年度にやるというよりも、今10月の入園、これが応募がありますので、そういった状況を見ながら考えていきたいということを考えております。

実際待機児はふえておりますが、年々学年によって違いもあります。ですから、これほどの待機児が出るかどうかという、もうそこを見なければならぬと思っております。

それと、家庭的保育ですけれども、やはり手法としましては、今、高浜市がやっておる市民団体の方にグループを組んでやっていただくやり方、それから今年度実施しましたように保育所型の家庭的保育というやり方もあります。それから、国というか一般的に全国的に行われておるのが、有資格の方が自宅でやられるという家庭的保育もあります。ですから、そういった方向がどんな方法がいいのかと、またどんな方が担っていただけるかということも含めて検討をしておるところでございますし、これも財源の問題もでございます。私ども実は家庭的保育、保育料のことも含め、より使いやすく、含めて今いろいろな制度を考え直して見直しをしておるところでございます。

その中で財源の問題については、昨年度、県のほうが国の補助金をいただくのに包括交付金に今後なるので、しばらく凍結という形になりまして、高浜市の補助金はいただけませんでした。そういったことも含めて、今、県のほうに財源のことも含めて要望しているところでありますので、そういったことも含めまして、また待機児の来年度の要求も見まして、担い手の方も今検討しております。そういった中で対応していきたいと、そういうふうを考えております。

それから、議員申しておられました今回の報道の中で、総合こども園では対応ができないではないと言われましたが、まだ少し報道がしっかりしておりませんので詳しい情報を得なければいけません。総合こども園ということは見直しをするということは報道しておりますが、現在の認定こども園、こちらのほうは拡大して進めていくというふうな話をしております。

認定こども園を進めてくれば、私どものような、最初の答弁でも申し上げましたように、3歳以上を幼保一体でやることによって未満児をふやすということは、これが拡充していろいろな便宜が図られれば、認定こども園でも可能だというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、長期的な意味、それから短期的な視点を含めて検討はしていきたいと思っております。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 46名ですか、待機児が出ているということは、もともと市は保育に欠ける子供を見なければいけないという決まりがあるわけですから、この子供たちをやはりきちんと面倒を見るというのは市の責務であると思っておりますから、だからといって保育園の中で、碧南市のように詰め込んで事故が起きるというようなことがあっては困りますので、きちんとそういう点では、保母さんたちが面倒を見れる状況でやっていただきたい。そのためには、やはり施設をつくるのが一番だと思うんですが、その点ではどうでしょうか。

○議長（北川広人） こども育成グループ。

○こども育成G（大岡英城） 確かに弾力運用をして私どもは対応しております。ただこれは、先ほどの答弁でもありましたけれども、面積基準、それから保育士の配置基準、こういったもの

をしっかりと確保した上でやっておりますので、安全性、保育の見守り、それはもちろん確保した上で、できる中での弾力運用だという形で対応しておるところでございます。

○議長（北川広人） 12番、内藤とし子議員。残り3分です。

○12番（内藤とし子） 保育園は毎年少なかったり多かったり、事情がなかなか予測できないというのは私もわかりますが、ぜひ子供たちが、親御さんもですが、待機児で働きたい人たちがそれをあきらめなければならないというようなことが起きないように、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。一つ、市の財政について。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、市の財政について、1問、一般質問をさせていただきます。

また、今定例会におきまして発言をさせていただきますこと、先輩議員の方々には心より感謝申し上げます。

長引く円高や長期にわたる不透明な日本の経済状況が続く中、今後も各自治体における税収の落ち込みの可能性は明白なものであり、また、今後増加していく社会保障費を考えてみましても、収入と支出のバランスを今後もしっかりと考えていかなければならないのは明白であります。ただ、バランスといたしましても、早急に今取り組んでいる事業を廃止するということは、現実的に考えても難しい面もあると思います。では、支出を抑える反面、地域を元気にして収入をふやすといたしましても、当市の規模から、そしてまた人口からすると、これもまたすぐには厳しいものがあると思います。では、今ある税収をどうやって下げ幅を少なくし、現状を保っていくかということを考えていくべきではないでしょうか。

支出を抑えることが守りの政策とするならば、税収を上げる政策は攻めの政策であります。その攻めの政策の中でも、企業誘致だけではなく、今、高浜市にある企業にいかにか定着していただくか、流出や空洞化を防ぎ、雇用の安定も考えていかなければなりません。阪神大震災後の神戸港を見ましても、昨年、東日本大震災の跡を見ましても、早い復旧がなければ早い経済復興も望めないということがわかります。そこで、行政においても大切なことでありますが、最初に、市

内の企業における事業継続計画、BCPであります、この件についてお伺いしたいと思います。

高浜市の商工会において、事業継続計画、BCPのセミナーも開催されており、また、他の自治体においても地域の事業者に対してBCPの周知・啓発を行っております。やはりこの地域におきましても産業や物流がメインでありますので、少しでも混乱を避けていく必要性があると思います。

私が中小企業の事業者の方にお伺いをさせていただきましたとき、なかなかBCPのことまで手が回らないと聞きました。なぜなら、外部専門機関へ依頼する場合の費用負担が大きいこと、資料を作成する上での人材不足、ノウハウがないとの理由でございました。

そこで、当市において企業流出を防ぐだけの意味ではなく、高浜市の立地を生かし、企業を誘致していくためにも、いざというときに市内事業者の方々が早い復旧をし、少しでも安定した状態で引き続き当市においてどう事業を継続していただけるか、高浜市でよかったと言ってもらえるよう商工会と連携を深めていくなり、市独自に策定を啓発していくなど、市内の事業者に対してそのような取り組みはなされるのか、取り組みを考えてみえるならどのように対応していくのか、また、今の市内の企業の現状など、わかりましたら教えていただきたいと思います。

また、愛知県で行われております産業空洞化対策減税基金についてであります、刈谷市や知立市では、自治体への問い合わせ、申し込みがあったと伺っております。当市においてはどのように活用を考えてみえるのか、教えていただきたいと思います。

次にお伺いするのが、市の財政計画についてであります。

これにつきましては、3月議会においても6番議員のほうから一般質問にもありましたが、既存の公共施設を残し、今後、公共施設等の建て替えを考えますと、約500億円と試算されておりますが、現在の状況と進捗ぐあいを改めて教えていただきたいと思います。この件につきましては、何分3月議会で上がっていた話でございますので、余り進展も見えないと思いますけども、よろしく願いいたします。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（北川広人） 企画部長。

〔企画部長 加藤元久 登壇〕

○企画部長（加藤元久） それでは、柳沢英希議員の御質問、1、市の財政について、（1）企業の流出についてお答えをいたします。

世界経済は、リーマンショックを契機とした世界金融危機とその後の深刻な景気後退をさまざまな努力で乗り越え、回復を続けている中であって、2011年に入ってから欧米経済が減速するなど全体として回復が弱まっています。加えて、ギリシャに端を発した欧州の政府債務危機により、金融資本市場の緊張が高まっており、予断を許さない状況となっております。

一方、愛知県は、平成23年度前半の景気においては、東日本大震災の影響によって自動車関連

の生産・輸出が大幅に減少し、消費も弱含むなど悪化しておりますが、その影響は徐々に薄れ、持ち直しに転じているとしていました。しかし、年度後半では、欧州の債務問題等不確実な海外情勢や円高傾向に加え、タイの洪水被害などがその持ち直しを緩やかなものとしており、特に歴史的な円高は、国際競争力と企業収益の低下を招き、輸出産業が集積する愛知県においても大きな影響を与え、生産活動の海外移転など産業の空洞化が懸念されるとしております。

そこで、御質問の高浜市のBCPの取り組みについてでございますが、BCPは、緊急事態において、事業の継続及び雇用の安定においては必要不可欠の計画と考えます。BCPにつきましては、本市では高浜市商工会の事業として平成22年度より取り組みを行っております。

まず、平成23年3月に愛知県産業労働部などの御協力のもと、BCPの講演会を開催しております。参加事業所は31事業所で、42名の参加をいただいております。講演会の内容は、愛知県が策定した「あいちBCPモデル」についての解説と、BCPの策定で被害の軽減ができた事例などを紹介し、将来の不測の事態に対する備えの重要性などが説明されております。

また、平成23年度は平成22年度の講演会を具現化するために、高浜市商工会では、対象を地震などの自然災害に絞り、小規模事業者を初め地域内企業の方々がみずから取り組んでいただけるBCPの作成を支援し、災害に強い地域づくりを目指して、愛知県の提案公募型地域魅力発掘育成事業に公募し、8月から10月までの5回にわたりBCP作成セミナーを開催したところであり、参加事業所は16事業所となっております。セミナーの第1回目から3回目までは、BCPの必要性の確認を初め想定される被害に基づくBCP対応策などを研修した後、事業所に戻り、各事業所でそれぞれ自社のBCPを作成していただき、第4回目では各社の個別相談、質疑応答が実施され、また、重要な要素である資金対策についても検討がされており、最終回の第5回目では各社のBCPについて発表がされ、BCP対策導入対策用の資金調達が課題とされました。

また、特別編として、本年3月には東日本大震災から1年が経過し、大震災による被害の社会・経済への影響は大変大きく、企業の存続または地域経済の崩壊、さらにBCPの参加企業以外の企業も改めてBCPの重要性を認識してもらうための事例発表が実施されております。いずれにいたしましても今後も自然災害等による緊急事態への備えの必要性について、市内のBCP未設置の事業所に対し、BCPの策定・運用により防災に係る融資や取引先、社外からの信用が高まり、中長期的な業績の向上も期待できることなどメリットのPR等に努め、BCPのすそ野を広げ、市内の事業所の基盤の安定化を図るため、高浜市商工会と連携し、引き続き支援してまいりますと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、愛知県の産業空洞化対策減税基金の関係についてお答えいたします。

産業空洞化対策減税基金につきましては、大村知事のマニフェストにおいて、「元気な経済・産業・地域づくり」の中の「産業振興・活力ある地場産業、地元商工業、中小企業の育成支援」及び「中京都の創設」の中の「世界と闘える愛知・名古屋とするため『強い大都市』をつくる」

といった項目に掲げられた政策の一環として、平成24年度の愛知県の当初予算において計上された事業であります。

愛知県では、昨年、企業誘致が難しい社会経済情勢のもと、中小企業などから707件の相談が寄せられたうち、150件程度が事業所の移転を検討しているとのことであり、県としても企業が県内にとどまっていたためには優遇制度が必要であるという認識に基づき、昨年3月の東日本大震災や超円高の影響により産業の空洞化の懸念が顕在化する中、産業空洞化対策を喫緊の課題と位置づけ、新たに産業空洞化対策減税基金を造成し、法人県民税の10%相当額の50億円を積み立て、これを原資として大規模投資案件の誘致、中小規模の投資案件へのきめ細かい支援、研究開発や実証実験の支援などを柱とする補助制度を創設するというものであります。

減税基金事業の概要を申し上げますと、まず、1つは、企業立地の支援として、大規模投資案件に対応するため、現行の高度先端産業立地促進補助制度を改正し、新たに21世紀高度先端産業立地補助制度を創設し、補助限度額を10億円から100億円に大幅に引き上げるほか、中小規模の県外企業の新規立地及び県内企業の再投資を支援するため、新たに、新あいち創造産業立地補助制度を創設し、市町村と連携する県内再投資の支援を行うAタイプと、サプライチェーンの中核をなす分野や成長産業分野の企業立地等の支援を行うBタイプの2種類の補助を行うというものであります。

2つ目は、研究開発・実証実験の支援として、成長が期待される分野において、企業等が行う研究開発や実証実験を支援し、愛知県における付加価値の高いものづくりの継続・拡大につなげるために、新たに新あいち創造研究開発補助制度を創設し、国際戦略総合特区の対象業種となった航空宇宙分野を初め次世代自動車等の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発及び実証実験を支援するというものであります。

このうち、市町村に関係するものとして、新あいち創造産業立地補助制度のAタイプがございりますが、この制度は、長年にわたり地域の経済・雇用の基盤を支えてきた企業の流出防止を図るため、県内市町村と連携して地域企業の事業活動の安定化を図り、県内における再投資を支援することを目的とするものであります。

補助対象分野といたしましては、航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿分野など、次世代成長分野あるいは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく、愛知県における基本計画の指定集積業種の分野とされており、本市を含む西三河地域では、輸送機械関連産業、機械関連産業、電気・電子機器関連産業、農商工連携関連産業の分野とされております。

また、補助対象事業者につきましては、中小企業では、新增設を行う市町村内に20年以上工場等が立地していること、当該工場等の固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること、原則として、25人以上の常用雇用者数を県補助制度の交付期間中維持することのいずれにも該当する

中小企業者に対して補助金を交付する市町村とされ、補助率は固定資産取得費用の5%以内または市町村が企業に交付する補助額の2分の1以内のいずれか低いほうの額とし、限度額は市町村と合わせて10億円となっております。

また、大企業については、新增設を行う市町村内に20年以上工場等が立地していること、当該工場等の固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること、原則として100人以上の常用雇用者数を県補助金の交付期間中維持すること、新增設を行う工場等が立地する市町村が、新增設に対して優遇措置を実施することのいずれにも該当する新增設事業者で、補助率は固定資産取得費用の5%以内または市町村が企業に交付する優遇措置と同額以内のいずれか低いほうの額で、限度額は市町村と合わせて10億円となっております。

このAタイプは、立地市町村において、補助金や奨励金等の優遇措置を受けることが条件となっており、また、操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や、5年以内に創業を廃止等した場合あるいは無断で取得財産を売却等した場合などは、補助金返還の対象となることとされております。

御質問の、産業空洞化対策減税基金事業を本市においてはどのように活用を考えているのかにつきましては、本市では、これまで高浜市企業誘致等に関する条例に基づき奨励金を交付する制度を実施しているところでございます。

この制度の目的は、本市は二次産業の就業人口が多い地域である中で、製造業の事業所数は年々減少傾向にあるため、将来を見据えた上で次世代への責任を果たす持続可能な財政基盤の確立を目指すもので、本市の地域性を踏まえ、企業誘致は最も重要な政策の一つであると認識いたしております。

本市において、この減税基金事業を活用することは、検討に値する重要な施策ととらえておりますが、何分にも市町村の財政措置が必要となるため、現在、本市の企業誘致条例に基づく奨励制度と、減税基金事業をうまくリンクさせて活用できるよう、県とも調整しながら研究を進めているところであります。このことから、現時点では相談体制を整備し、市内の企業から補助要件に合致する提案や相談があった場合には、その内容を検討し、その都度必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、本件に関しましては、4月に市内企業からの問い合わせが1社ございましたが、具体化する前に他市において当該企業の目的と合致した場所が見つかったということで、申請までには至らなかったという経緯がございます。その後、現在までのところ、本件に関する問い合わせや相談はございませんが、今後は既存の企業誘致制度を運用する中で、具体的に企業から相談等があった場合は適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画部長 加藤元久 降壇〕

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（大竹利彰） それでは、柳沢議員の1問の（2）財政計画についてお答えさせていただきます。

本市における財政計画の策定状況につきましては、議員御案内のとおり平成22年10月に策定をいたしました中期財政計画がございます。この計画は、平成22年度及び平成23年度の財政状況が、かつてない厳しい局面を迎えていたこと、高浜市構造改革推進検討委員会報告書に提言されている財政力の強化をより一層図り、確かな財政体質を築く必要があることに加え、本市の経営全般について再認識する必要があることから策定をした高浜市緊急財政方針の内容を再度検討するとともに、その内容を踏まえ、平成22年度に策定した高浜市第6次総合計画の着実な推進に向け、中期的な展望に立ち、計画的・効果的な財政運営を行うことを目的として策定したもので、計画期間は平成23年度から平成25年度までの3年間といたしておるところでございます。

具体的な内容といたしましては、中期財政計画の目指すものとして、事業費の抑制、プライマリーバランスの黒字の堅持、公共施設等整備基金への積み立てといった3つの目標、歳入歳出の状況、市債や基金の残高の推移そして今後の財政見通しやその課題に対する対応策などで構成しており、その内容につきましては、毎年度、社会経済情勢の変化等を踏まえ見直しをすることといたしております。

また、今後の財政見通しの推計に当たっては、歳入については直近の決算額や予算額をベースに、歳出については少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加など、各グループにおける事業費の積み上げ方式により試算し、より現実味のある内容といたしているところであります。したがって、公共施設の更新等ハード整備に係る費用につきましては、現状の中期財政計画には反映されていないのがおわかりいただけると思います。

反映されていない理由につきましては、現在ある施設を将来的にどうするのか、今後どの程度まで更新できるのかといったことが不透明であることから、その財政負担が明らかでないことなどが挙げられておりますが、いずれは更新費用を含めた新たな財政計画が市民目線からも必要であるものと認識いたしているところであります。

さきの一般質問の答弁では、「長期的な財政計画の策定につきましては、公共施設の今後のあり方を示す基本的な方針が示され、なおかつ公表されてから1年を目途に策定をしていきたいと考えている」と述べさせていただいたところであります。

なお、公共施設の今後のあり方を示す基本的な方針につきましては、今年度、市民の皆様とともに検討することといたしております。よって、長期的な財政計画の具体的な策定期間につきましては、平成25年度の秋口ごろになるものと考えているところであります。

その計画内容といたしましては、将来にわたって市の財政が健全であるよう財政構造の弾力性の確保や財政運営の効率化などといった財政運営の原則や財政運営における基本的な考え方を明

記することを予定いたしております。また、今後の財政見通しや持続可能な安定した財政運営を堅持していくための具体的な方策なども明記していくことが必要であると考えております。

なお、総合計画の着実な推進といった点につきましては、中期財政計画と変わりはないことから、その計画期間には総合計画の計画期間と整合を図り、設定する必要があるものと考えております。

今後の財政見通しの推計に当たっては、計画期間が長いスパンとなることから、新たなシミュレーションの手法を検討し、構築しなければなりません。また、推計に当たっては、公共施設の更新等ハード整備に関する費用が大きく影響することが明らかであることから、その費用についてはしっかりとした根拠でもって試算することが重要となってまいります。

公共施設の更新に当たっては、一般財源で対応することはできないことから、その財源として地方債や基金を活用していくこととなり、地方債の発行見込みやその残高、公共施設等整備基金などを初めとした基金残高の見通しについても必要となってまいります。また、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率などといった財政指標の見通しにつきましても、あわせてお示ししたいと考えているところでございます。

現段階で考えられる長期的な財政計画のイメージにつきましては以上のとおりであります。まだまだ検討の余地はあるものと考えております。詳細につきましては今後決定していくこととなることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（北川広人） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 御答弁ありがとうございました。

まず、最初に、産業空洞化対策減税基金についてでありますけれども、企画部長のおっしゃられるとおり、補助率が投資規模の10%であり、限度額が10億円、そのうち県と市で5%ずつの折半ということで、投資規模が大きくなれば、当市における負担額というのも上昇するわけでありませぬ。今の当市の財政面を見ますと、内容によっては現実的に厳しい部分もよく理解はできます。ですが、行政におかれましては手法をよく考えて知恵を出していただいて、少しでも市内の事業者の一助となって市の財政力が衰退することのないよう、相談があった場合だけに限らず、こういった制度があるということ市内の事業者の方によく知っていただき、県ともしっかりと調整を進めていっていただけたらと思います。また、可能な限り地元企業の現状を随時把握できるようお願いを申し上げます。

次に、事業計画、事業継続計画、BCPについてであります。今後、市内事業所の安定化を図るために、商工会との連携を考えているとの御答弁をいただきましたこと、非常にありがたいなと思っております。

で、例えがよいか悪いかは別にしまして、東京都の品川区で、BCP策定費用助成企業の募集という形で対策を講じております。これはある程度の限度額を設けるということでございます。

ども、地域内に本社を置く中小企業基本法に定められた中小企業者、その他の組合または法人であり、事業税や住民税を滞納してないことを資格として助成を行うというものであります。こういったほかの自治体での取り組みを、丸々取り込んで高浜市でもやってほしいとは、財政面を考えましても全くそっくりというのはできませんけども、少しでも参考にさせていただいて、また知恵をしっかりと絞っていただきたいと思っております。市民が安心してやっぱり働ける場所があってこそ、その地に市民が安心して定住していただけるものだと私は思っております。

そして最後に、財政計画の部分であります。御回答の中で、「公共施設の今後のあり方を示す基本的な方針につきましては、今年度、市民の皆様とともに検討する」とありまして、長期的な財政計画の具体的な策定期間は、25年度の、要は来年の秋口になるとの答えをいただきましたけども、この、市民の皆様というのはどのように抽出して、あと、期間的に約1年でまとまるものなのでしょうか。また、1年でまとめていくと考えた中で、市としましては、今の財政状況を踏まえてある程度の方針や方向性、粗筋とってはちょっとおかしいかもしれませんが、そのようなもの、その会に、市民の皆さんに丸投げという形ではないというようなものがありましたらお聞かせいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

また、長期財政計画を考えていく上で、一般会計における4割を民生費が今占めていると思うんですけども、そこら辺についてもお考えをいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） まず、産業空洞化対策減税基金事業の関係でございますけども、御指摘の部分に関しましては、将来的な市の財政への影響とともに、企業の皆さんの関心も非常に高いという事業のため、適切に対応できる環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、公共施設のあり方を示す方針の検討の関係でございますけども、この方針の検討につきましては、今年度、市民の皆様から御意見をちょうだいしながら進めていく考えでおります。具体的には公共施設の現状について、行政と市民の皆様と共通認識を持っていただくため、公共施設の種類や地域に応じて選任をいたします市民委員の皆さんと、関係職員による勉強会を開催するとともに、勉強会での議論を踏まえて有識者を交えた公共施設のあり方について検討する会議を開催する予定をいたしております。

また、各分野から総合的な見地に立って御意見をいただける市民の皆様に加えまして、広く市民の皆様のお意見をいただけるように、会議は原則公開で行うということを考えており、会議を傍聴していただいた市民の皆様には、会議の中でのお気づきの点等につきまして、パブリックコメント等を通じまして、市に御意見のほうをお寄せいただければというふうに考えております。

こうした過程を経た上で、公共施設のあり方の方針案を検討してまいりますけども、現在の予

定では今年度末を目途に方針案を取りまとめるという考えであります。ただ、議論の方向によっては、もう少し時間を要することもあり得るということを、御理解をお願いをしたいと思います。

いずれにいたしましても公共施設のあり方検討につきましては、先進事例も参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（大竹利彰） 長期的な財政計画につきましては、1問目のほうの御質問の回答の中で述べさせていただいておりますが、ただいま柳沢議員のほうからの御質問の中で、いわゆる民生費の話がございました。民生費と申しますと、その多くのは扶助費ということになるかと思っておりますけれども、少子高齢化あるいは厳しい経済情勢の中で、これらのものについては、どちらかといえば現状どまりではなくして増加傾向にあるものと、そういうふうに認識はいたしております。そうすると、高浜市の現在の財政規模の中でそういったものが伸びていったときに、じゃ、どうなるかということがございます。

そして、また、今回の御質問の中で、公共施設のあり方の中で、いわゆるハード、箱物の更新だとか再構築あるいは見直し等そういったものの中で、そういったものを今後どうしていくかということも当然ながら踏まえていけば、その費用のことも財政計画の中には盛り込まなければならぬということとなります。じゃ、増加するものばかりということになってしまったときに、じゃ、そういう規模の財政が、予算規模が組めるかどうかということにも当然なりますので、やはり私どもといたしましては、新たな政策課題が出れば、そのことは当然ながらやっていかなければなりません。その場合においては、やはりそのもの自体のあり方だとか優先度、そういったものをやっぱりつけて選択をしていく、そういう中で全体的におさめていくようなことはやはり考えざるを得ないだろうと。ですから、そういう面においては、民生費においてもそういったことをやはり検討せざるを得ない、そういう時期が来るのではないかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） B C Pにつきましては、先進地等を参考にさせていただきまして、今後は企業のニーズ等にこたえていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北川広人） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 御回答ありがとうございます。

財政運営というのは、まずは収入があつて初めて支出ができるわけでありまして、税として市にお金を納めてくださる方々があつて、市民の方々に住環境の整備や社会保障という手助け、要は生活の上でのプラスアルファだと私は思っておりまして、そういったものが提供できるのではないかと考えています。そのためにも企業誘致だとか、今、既存の市内の企業への支援をしっか

りと取り組んでいただけるようお願いを申し上げます。

この厳しい財政状況の中、市長におかれましては、マニフェストに沿って高浜市の小さいながらも存在するメリットを最大限に引き出そうといろいろと知恵を出していただいているのは、私よく理解をしております。ただ、長期財政計画の策定期間が25年秋口ということですが、来るべきときのために、必要であるところにはしっかりと投資をしていただきまして、抑えるべきところはしっかりと抑えていただき、将来の高浜市に必要なものは何なのか、今まで当たり前であったものが当たり前ではないという発想を持っていただいて、今後とも長期の視点での財政の計画をしっかりと立てていっていただけるよう、今後ともお願いを申し上げます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は13時50分。

午後1時37分休憩

午後1時49分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鷺見宗重議員。一つ、公共施設の節電と自然エネルギーの推進について。一つ、高齢者福祉について。一つ、平和行政について。以上、3問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さん、こんにちは。共産党の鷺見宗重です。共産党を代表して一般質問を行います。

第1問、公共施設の節電の取り組みと自然エネルギーへの推進についての質問をします。

公共施設の節電について。

東日本大震災での原発事故を契機に、自然エネルギーへの転換の機運が高まっています。福井県敦賀市美浜原発付近で風船を市民団体が飛ばしたところ、その風船が高浜市でも発見され、仮に大飯原発で事故が起これば、放射性物質の拡散が高浜市にまで及ぶ危険性も出てきました。5月5日には大飯原発が停止し、地域住民は再稼働を許さず、全停止に追い込まれました。しかし、国民の多数が反対・慎重意見を示していた大飯原発の再稼働について、野田首相は6月8日、仕事や雇用などを例に、二重三重に脅しながら、国民生活を守るためだとして再稼働すべきというのが私の判断と表明しました。その日、4,000人の市民が東京永田町の首相官邸の前に集まり、抗議の声を上げました。

こうした動きの中で、今こそ原発に頼らず自然エネルギーに転換することが求められています。高浜市のクールビズなど、取り組みも気になるところです。まず、公共施設の節電の取り組みについてお聞きします。どのような取り組みをされていますか、お答えください。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（北川広人） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 公共施設における節電の取り組みについてでございますけれども、昨年、東日本大震災後に電力の需給が逼迫したことを受けまして、本市におきましても昨年度から節電対策本部を立ち上げまして節電対策プランというのを策定し、全庁で取り組んでいるところでございます。

昨年度の取り組みの主な内容を申し上げますと、庁舎の関係では夏場の冷房の設定温度を28度とするとともに、必要な照度を確保した上で蛍光灯の間引きなどを実施しております。電力需要の高い午後1時から4時までの会議の自粛、会議室のエアコンの運転を最小限にするなどの運用を図ってまいりました。

また、職員の関係におきましては、6月中旬からポロシャツ等での執務を認めるスーパークールビズを10月末まで実施するとともに、エレベーター使用の自粛や毎週金曜日のノー残業デーにおける午後6時消灯などを実施してまいりました。

さらに、学校施設におきましては、職員室の冷房中の室温を28度に設定するとともに、生涯学習施設では、指定管理者に対しましてエアコンの節電要請を行うとともに、使用していない部屋の消灯等の徹底を行ってまいりました。今年度につきましても、5月上旬からスーパークールビズというのを実施しております。昨年度以上に節電に取り組んでいく考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） その結果はどのようになりましたか。お答えください。

○議長（北川広人） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 節電の結果でございますけれども、本市では市役所を初めとする上位10施設の電力使用量が、公共施設全体の70%を占めておりますので、上位10施設の電力使用量の対前年度比の数字でお答えさせていただきます。

なお、いきいき広場につきましては、昨年4月から3階での利用を開始しておりますので、比較の対象から除かせて報告させていただきます。

昨年7月から9月におけるいきいき広場を除く上位9施設の電力使用量の合計は67万5,000Kw余ということで、対前年比86.6%、削減率は13.4%という結果でございました。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 88.6%ということで、まあまあされている、随分されたなというふうに思います。

知立市で、知立市は今年度から電気の購入先を中部電力から電力自由化で生まれた特定規模電気事業者へ切りかえ、財政事情が厳しい中で一層の経費削減に努めることを決めました。対象に

なる公共施設は、市役所を初め給食センターなど15施設、各施設が個別に特定規模電気事業者と契約せず、仲介業者を通じて一括して契約し、大型需要家並みのコストダウンを図るとしていません。株式会社エネットと契約し、停電などのトラブルは中電が受け持ち、電線なども中電の従来のものでエネットが借り、電力供給をする仕組みです。電力メーターをかえるなどで切りかえができるということです。知立市の試算では、年約300万円程度の節減ができるということです。

高浜市において市庁舎は、夜間電力を利用して料金の節減を行っていると聞いています。公共施設の節減はどのように取り組まれていますか、お答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（内田 徹） 初めに、市庁舎におきましては、割安な夜間電力を利用して、夏は氷、冬は温水を蓄熱槽に蓄え、その熱を日中の冷暖房に利用する氷蓄熱式の空調システムいわゆるエコアイスを導入いたしておきまして、一定の節減効果が図られております。

次に、御質問の特定規模電気事業者への切りかえでございますが、指定管理者制度を導入しております、かわら美術館におきまして、平成21年度から実施をされておきまして、業者の切りかえに伴います削減額は年間で30万円程度と伺っております。

こうしたことから、市庁舎への適用につきまして検討を行った経緯がございまして、その結果、削減額は年間で9,000円、削減率は0.1%と試算をいたしております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 当時とは、いつ検討されたかちょっとわからない、答弁なかったんですけども、当時とは違う可能性があると思うんですね。特定規模電気事業者はエネットだけでなく、このような業者はたくさんあります。検討する余地があると考えますが、検討のし直しは考える考えはないか、お答えください。

○議長（北川広人） 行政グループ。

○行政G（内田 徹） 初めに、いつ検討したかということでございますが、これは平成23年度の当初予算編成時でございまして、おおむね1年半ぐらい前の時期でございます。

次に、エネットだけではなく、ほかからこういった試算もしてみたらどうかということでございまして、試算を行いましたのは、実は株式会社のエネットからでございました。ただ、このエネットにつきましては、県内で既に特定規模電気事業者から導入をしている自治体が全部で7市ございまして、この7市のうち4市がエネットから導入して、購入しております。これは競争見積りに基づく結果ということでございまして、このエネットから購入するということは、安価な業者から購入できると。そこからの試算でございますので、特にその結果が先ほど申し上げました結果でございましたので、引き続き中部電力からの電力の購入を予定いたしております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） どうされたかよくわかりませんが、というのは、検討のし直しもまあ

まああるかと思いますので、検討をもうひとつお願いしたいなというふうに思います。

次にいきます。太陽光発電の推進について移ります。

公共施設の太陽光発電施設設備の設置はどのようになっているか、お答えください。お示ください。

○議長（北川広人） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 市内の公共施設のうち、現在、太陽光発電システムが設置してございます施設というのが、平成13年度に市の庁舎それから翼小学校、平成20年度に高浜エコハウス、こちらのほうに設置をしてございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 3施設ということで、あと、エネルギーを推進するほかの公共施設についてはどのように考えているのか、すべてに乗っける考えは、電気設備をする考えはないか、またもっとふやす考えはないか、お聞かせください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 公共施設への太陽光発電システムの設置につきましては、既設の3カ所の施設での設置費用を見ますと、1カ所当たり約1,000万円の経費がかかっております。設置費用以外のライフサイクルコストあるいは設置に伴う建物への影響、特に屋上のほうに設置をするということになれば、耐震性への影響などトータルで考える必要がございますので、現状ではなかなか難しいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後の国や県のエネルギー政策あるいは地方公共団体に対する補助事業、こういったものを、財政支援を含めてこういった動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 動向を見てということで、独自では考えられないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。というか、いかがでしょうか、それは。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 先ほども御答弁申し上げたとおり、1カ所当たり1,000万円の経費がかかるということと、もう一つは、施設の耐震性との兼ね合いだとか、トータルで考えたという中で、なかなか難しいということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 難しいということですね。また、そういうことも考えていただきたいなというふうに思います。

次に、高浜市における太陽光設置に対する補助、一般家庭に対する補助ですね。新築時、高浜市内で居住するための家を新築される方や、新築建売物件を購入される方、高浜市内に居住され

ている方がみずから居住するための住居を、住宅を増設または居住している住宅の屋根をすべてふきかえる場合並びに居住している部分を改築する場合に、三州瓦を使用すると、屋根がわらの工事費の一部を負担する制度で、さらにその制度、その屋根の上に太陽光システムを屋根工事と同時に設置する場合には補助金が上乗せされるということになっています。太陽電池出力値1Kw当たり5万円となっています。知立市、碧南市、安城市とも出力1キロワット当たり5万円、刈谷市は6万円補助しています。高浜市だけは、三州瓦の屋根のふきかえ工事と同時にしないと補助の対象にならないということで、一般家庭への太陽光発電の普及が進まない原因になっているのではないのでしょうか。高浜市の制度を利用した方の過去3年間の実績は何件あったか、お答えください。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 住宅用の太陽光発電システムの補助件数につきましては、平成21年度、22年の1月より実施しているわけでございますけど、21年度につきましては2件、22年度につきましては8件、23年度につきましては28件で、合計38件となっております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 23年度ふえたということでも、少ないというふうに僕は感じます。一般家庭に対して新たに太陽光発電補助の制度をつくって、セットでない補助をしてはいかがかということでお答えください。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 現在、私ども、先ほど議員も御質問の中でおっしゃられましたけど、あくまで切り口ということが産業振興ということになっておりますので、今現在、三州瓦の屋根工事の奨励補助に係る太陽光発電の上乗せということになっておりますので、私どもが今現在行っている補助を拡大する考えはございません。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 環境のほうではいかがでしょうか。何かそういうことは考えてませんか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今リーダーが御答弁しましたように、私どもは産業振興という形で、そのいわゆる産業、地場産業であるかわら、それに主眼を置いて補助をいたしております。で、今、最近議員おっしゃいましたように、太陽光という部分で、新しいエネルギーに対するそういった世間の注目それから認知度も上がってきたことから、21年のときにそういった部分にも枠を広げようというふうに考えておりますので、現在のところはそれを個別でやろうという考えは持っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 周りの市はやっているという、先ほど挙げましたけども、高浜市だけかた

くなに屋根工事とセットでない補助しないというのは、いうことは、市当局としては自然エネルギーの推進する立場であるのかないのか、ちょっとそこのところをお伺いします。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 例えば今のお話の中で、高浜市としては自然エネルギーを全く無視しておるものじゃございません。一つ例に申し上げるのであれば、公園のLED灯を太陽電池でやっています。で、今申し上げましたように産業施策がございまして、その上にできる範囲の中で、じゃ、エネルギー施策も少しはやっていこうと、そういった考えで先ほど御答弁させていただいたものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 産業振興と一緒に、そのついでにというふうに聞こえましたけど、そういうことですか。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） おっしゃるとおりでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、次にいきます。小水力の設置についての質問に移ります。

小水力発電は、愛知県において全県147カ所を選定し、検討が始まっています。また、碧南市は農業用水で小水力発電の導入を検討しています。（発言の訂正後述あり）147カ所の中に、高浜市では明治用水の排水路は選定されませんでした。大山緑地公園の裏手で海水に注ぐ地点は1mぐらいの落差があり、小水力発電には適当な地点だと思います。発電した電力は、売電することで農閑期の出力減少にも有効であると考えます。小水力発電を設置してはいかがですか。お答えください。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、今議員が申されました明治用水のお話でございます。場所的には大山緑地のちょうど西側でございますね。落差とおっしゃいました。1mぐらい差があるところから水が落ちておると。明治用水でいいますと最下流の部分でございますので、今の部分で小水力の発電をということでございますが、私ども、ほかでやられておるような小水力の発電の状態というのを、いろいろ調査研究をいたしました。

その中で一番問題になるのが、明治用水という名前はついていますが、そこは明治用水の中井筋の最下流の部分で、いわゆる高浜で申しますと8割ぐらいが市街地の中を流れています。で、そこには、用水で必要なくなった排水という機能を持った水が最下流で落ちておるということでございまして、そういったところに例えば今おっしゃいますような小水力の発電機を置くとすると、やはり上流からはごみ、それから雨が降ればそういったいろんなものが流れてまいりますので、そういった部分の除塵いわゆるごみを取り除くという費用がすごく大きな負担になるという

ようなこともございます。

それからもう1点は、用水といいながら、悲しいかな、農閑期・農繁期で水の水量にやはり差が出てしまいます。そういったところで費用対効果いわゆるコスト、イニシャルコスト、ランニングコストを考えると、これも大きな、少し問題が残るんじゃないかなと。

それと、明治用水自体、我々の持ち物じゃございません。明治用水土地改良区というところが管理をし、運用をしておりますので、幾ら排水であれども、一番下流であっても、水利の問題それから排水の施設によっては阻害というような問題も絡んできますので、今の段階では、私どもはあそこに小水力の発電をするということは考えを持っておりませんので、よろしく願います。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 詰まらない、小水力発電の装置でもいろいろありまして、流れてきても大丈夫というものもあるわけで、そういうものもあるのでやれると思うんですけども、検討など考えていただいて、次にいきます。

第2問目の高齢者福祉について。

この間、国会で税と社会保障一体改革に関する法案の審議が続けられています。厚生労働省は、総務省による2011年中の消費者物価指数に基づくとして、2012年度の年金額を0.3%引き下げることを発表しました。しかし、年金への課税は格段に重くなり、医療・介護保険料も改正のたびに値上げされ、高齢者の生活は厳しさを増しています。物価スライドの基準とされる消費者物価指数には、税金や社会保険料が考慮されていません。また、2004年と物価を比べると、2011年ではテレビで-30.9%、電気冷蔵庫で-25.9%、公立学校授業料で-94.1%などが指数を引き下げているのです。こうした点を見れば、高齢者の消費者実態とかけ離れています。厚生労働省は、消費者物価指数にのみよるのではなく、高齢者の生活実態に照らして年金額がどうあるべきかを慎重に検討すべきと考えます。

年金をめぐり、政府は、物価下落時に年金額を下げていないので、もらい過ぎがあるとして、3年間で2.5%もの引き下げを行う計画です。日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員の質問に、小宮山洋子厚生労働相は、「物価下落時に年金額を据え置いたのは、厳しい経済状況と年金受給者や現役世代に配慮したからだ」と認める一方、「後世へのツケを解消する」と弁明しました。日本共産党の高橋衆議院議員は、「もらい過ぎというが、高齢者は負担金をしてきた」と指摘しました。2004年以降の年金課税強化と定率減税縮減・廃止で、国民が総額20兆円の増額を課せられたことを挙げ、「増税分を基礎年金の国庫負担分に使わず、流用してきただけだ」と告発しました。岡田克也副総理は、「基礎年金の財源をきちんと確保できていなかった」と述べ、増税分の流用を事実上認めました。

さて、こうした実態を踏まえて、高浜市において幸いにも餓死や孤立死はないと聞いています

が、高齢者に対して市行政として見回りなど生活実態をつかむどんな取り組みをやっているのか、お答えください。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） まず、アンケート調査といたしまして、平成23年の1月に、65歳以上の方々全員の悉皆調査と、40から64歳の方のアンケート調査を実施いたしました。回収率におきましては、65歳以上の方々におきまして66.4%、40歳から64歳の方々におきましては47.8%でございます。また、毎年でございますが、民生委員さんの多大な御協力によりまして、市内全域の単身高齢者及び高齢者のみ世帯の実態把握を毎年実施いたしておるところでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） その結果、市行政としてどこまで高齢者の生活実態をつかんでいるかという問題です。生活実態をつかむ上で、収入のことが気になります。そこで、75歳以上で住民税非課税の人の年間総支給額は平均で幾らですか。

それからその分布ですけれども、例えば年間支給額の、年間総支給額ゼロから30万円とかが何人だとか、30万円から60万円の方が何人いるかというふうにお願いできればというふうに思います。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 75歳以上の方といたしますと、年金受給の方ですと、御高齢者の方ですと年金受給、年金が主たる収入になってまいるかと思えます。その年金の中でも課税年金と非課税年金がございまして、御本人さんのもらってみえる年金額の把握を全体で把握するのは困難と考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） こちらで調べたんですけども、調べたというか税務課のほうでちょっと聞いたんですけども、平均で86万3,000円と聞きました。ゼロから100万円が1,500人程度、それから100万円から200万円が1,700人程度というふうに聞いてますけども、そういう数字はつかんでみえると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 先ほど申し上げましたように、非課税収入という部分におきましては、税当局でもつかみ切れない部分があるかと思えますので、そういった非課税年金、障害者年金だとか遺族年金等ももらってみえる方々におきましては、その中には入って見えないのではないかと考えております。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 今、鷺見議員のほうのお話の内容でございますが、恐らく75歳以上で非課税で、かつ年金収入のある方ということで御質問だと思えますが、こういった方の対象者

といたしましては2,275名おみえになるというふうに私どもつかんでおります。その際の収入金額の内訳といたしましては、100万円以下の方が1,503名、100万円から200万円の方が719名、200万円から300万円の方が50名、300万円から400万円の方が3名ということになっております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 小さな市で民生委員さんが頑張っているということを聞きまして、目がよく届いているように感じました。しかし、これ以上負担がふえたら、また、年金が減らされたら暮らしていけない。また、保護を受けなくてはやっていけないという方もいます。また、中には世話になりたくないといって窓口まで行かないというケースもあります。非課税の方の収入、先ほどの86万3,000円、大変厳しい生活をされているように思います。相談に来ないからといって大丈夫だろうというの感じますけど、介護を受けていない元気な方、7割いると聞いています。その方にも生活実態を把握して、正確につかむ必要があるんじゃないかというふうに感じます。その上で、実態に即した施策を進めることが大事です。そこで、75歳以上の医療について質問します。

ある市民は、「だんなが亡くなるまで医療費1割で苦しくて、病院に安心して行けなかったが、亡くなってひとり暮らしになり、年金収入が減り、どうやって生きていこうか不安になりましたが、だんなには悪いと思いますが、医療費が無料化になって助かっています。安心して病院に行ける」と言っていました。75歳以上の医療費の県内の助成状況はどうなっていますか、お答えください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 愛知県内の医療費の助成状況ということでございますが、まず、県の補助対象事業といたしまして、障害者医療該当者、精神障害者医療該当者、戦傷病者手帳所持者等に対しまして、所得制限、一部負担金も課さずに助成を実施しているところでございます。それに加えまして、本市におきましては市単独事業といたしまして、ひとり暮らしで非課税である高齢者までその範囲を拡大し、一部負担金の全額を助成しているところでございます。

本市同様に、ひとり暮らしで非課税の高齢者を助成対象といたしている愛知県内の市町村は、平成24年4月1日現在、45市町村であります。そのうち18市町村におきましては施設入所者を対象外とするなど、対象者の範囲を縮小しております。また、県同様にひとり暮らし世帯、非課税でひとり暮らし世帯を補助対象外としている自治体は9市町でございます。ちなみに補助対象者を、ひとり暮らし高齢者からさらに拡大した市町村はございません。このことから、本市の後期高齢者福祉医療費助成制度は、他市と比較いたしましても決して劣っている状況ではないというふうに考えております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも厳しい現実はあるわけで、せめて75歳以上でひとり暮らしの非課税世

帯といわずに、非課税世帯で75歳以上の方には医療費無料化してはいかがでしょうか。そういう考えは全くないということですか。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 今、非課税世帯でということで、拡大のことがないかということでございますが、現在におきましても自己負担割合というのは1割で設定しております。また、高額になった、医療費が高額になった方に対しては、高額療養費の支給により自己負担限度額を超える額を支給し、その負担を軽減しているところでございます。また、所得ゼロの非課税世帯でありましたら、入通院の場合、世帯でその限度額は月額1万5,000円まで抑えられております。

加えて、平成20年度からの高額医療・高額介護合算制度により、世帯内で医療・介護の両保険から給付を受けることによって、1年を通じて負担した医療費、介護費が高額となった場合、医療・介護を通じた基準額を超える額について助成をし、医療費の負担を軽減しているところでございます。こうした現行制度におきましても、所得の低い方に対してさまざまな負担軽減をされているものと考えております。ちなみに、平成23年度の高浜市における後期高齢者医療と介護の高額合算世帯は148世帯、支給対象額にいたしますと740万8,099円支給対象としているところでございます。

以上のことから、75歳以上の非課税世帯に助成範囲を拡大するというような考えはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 要は世帯で非課税という部分は本当に厳しい部分がありまして、保護を受けていない方は本当に厳しいと思います。そのお金も出せないというようなところもあるわけで、そういうところに手を差し伸べるといってほしいというふうに考えます。で、この非課税世帯にした場合の助成金の増額分をお示してください。

○議長（北川広人） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 75歳以上の非課税の複数、2人以上の複数世帯になりますと、現在、87世帯、174の方が対象でございます。そのうち、現在、障害者医療該当者等が27名おりますので、実質的な影響者の数といたしましては147名となります。また、助成額につきましては、およそ1,500万円程度の高浜市の負担の増加となるというふうに見込まれております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 1,500万円ということで、何とかできないかなというふうに思います。政府も増額分が基礎年金の財源をほかに流用したことを認めています。また、年金だけでなくほかの社会保障も流用されていることも明らかで、福祉施策をするために地方交付税の増額や補助金の増額を求めることが必要、国に求めることが必要ではないでしょうか。

また、高齢者の生活は、介護保険料や後期高齢者医療保険料の引き上げなどで年金から天引きされていることから、収入自体が減っている状況です。75歳以上の医療費の無料化をお願いして、次に進みます。

3問目の平和行政についてです。ことしも夏が近づいてきました。毎年この時期になると、日本の歴史史上大きな転機となった広島・長崎の原爆投下、終戦など、戦争の悲惨さを語り継ぐ取り組みが、各地で予定されたり、行われています。平和行進は、基幹コース5月5日東京を出発し、8月の原水爆禁止世界大会に向けて、きょうも行われています。また、東京から広島のコースだけでなく、北海道から東京のコースや沖縄から広島のコースなど、自治体訪問をしながら行われています。近隣市では、6月3日の日曜日に知立市役所を出発し、刈谷市役所まで行われ、核兵器の廃絶や被爆者援護を求めて歩きました。5月30日には、当市におきましても自治体訪問が行われました。また、戦後67年、被爆者も平均年齢74.5歳。今なお存在する核兵器に対して、「核兵器を廃絶が実現しなければ死んでも死に切れない。原爆の悲惨さを生の声で聞かせることができなくなる」など、被爆者は核兵器廃絶を強く求めています。そこで、高浜市における平和に関する取り組みについてどうなっているのか、お答えください。

○議長（北川広人） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 平和への取り組みということでございますけれども、本市におきましては、かわら美術館におきまして、戦争や平和、命をテーマとした企画展を随時開催しておるとともに、また、企画展の期間中、平和への、平和に関する講演会や映画の上映会等々もあわせて行っております。

今年度につきましては、現在開催中でございますけれども、6月9日から7月1日まで、「私の8月15日展」ということで、日本の代表的な漫画家や作家127名が、自分自身の昭和20年8月15日の記憶を、イラストや絵手紙で紹介する展覧会を開催し、平和について考えていただけるというような機会を提供しているところでございます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、近隣市の状況はどのような平和、非核平和の取り組みがなされているのか、わかる範囲でお答えください。

○議長（北川広人） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 近隣市におきましては、原爆のパネル展を開催しているというようなところがあると聞いておりますけれども、詳細については把握しておりません。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 私が調べたところでは、知立市が平和都市宣言をしたことにあわせて、去年10月18日に広島の被爆アオギリ2世の植樹をしたということと、11月30日には6年生全員、クラスごとに1時間、講師を招いて戦争体験を聞く会が行われています。また、刈谷市では、こと

しは以前の原爆パネルに加え、ことし一新された原爆パネルの購入を決め、展示会を開く予定になっています。安城市では、海軍航空隊跡を平和遺産にしていくことや、原爆パネルを購入し、去年の話ですけれども、8月に2日間展示会を開催したということです。こうした取り組みがあります。今後、平和の取り組みはどうしていくのか、お答えください。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 平和への取り組みということでございますけれども、今後とも引き続きかわら美術館での企画展等を通じまして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） かわら美術館においての平和に関する展示がなされていることは評価します。しかし、それだけでは少し不十分ではないかなというふうに考えますけれども、原爆パネルを購入するなどして展示するなど、幾らでも企画は考えられると思います。知立市、安城市、刈谷市などは、原爆パネルを購入して、何らかの形でパネル展をしています。ことしの2月に原爆パネルが15年ぶりに一新されました。価格は3万9,500円です。後世に伝えるために必要なものだと思いますが、高浜市も購入して展示するなど、平和の取り組みにも一層力を入れてくださるよう要望しておきます。

また、小・中学校の取り組みについても気になります。教育の現場ではどのように取り組まれているのか、お答えください。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 小・中学校における平和教育の内容ということでございますけれども、まず、教科指導の中では、国語科、社会科、道徳、総合的な学習の時間、こういった時間などの授業を通して、命の大切さ、それから国際理解または人類愛、それから世界平和、こういったことについての学習を展開しております。

例を申し上げますと、高取小学校では、総合的な学習の時間の6年生の学年目標、これを「過去を学び、平和な社会を築くための未来を考えるとともに、自分たちの関心に基づく課題を解決するための情報処理能力を高める」このように定めて、なお、活動テーマを「平和な未来に向かって」というふうにテーマを定めまして、歴史を学びながらその自分の生き方を考えるとか、戦争体験をした方のお話を聞いたりして、平和を守るために今後自分たちにできること、こういったことを考えています。

そのほか各学校におきましても、このように児童・生徒の実態を踏まえながら、一人一人の心に響く、こういった指導を行っております。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 教育委員会としては、何か企画とかそういうことは考えられないんですか。

○議長（北川広人） 学校経営グループ。

○学校経営G（梅田 稔） 教育委員会としては、特にそういった企画については考えておりません。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ということは、個々の学校に任すという形なんですか。知立市のように被爆者の生の声を聞いてもらい、今、私たちがいるのは、それこそ先ほどの話ではないですけども、戦争や原爆の歴史の上に生きているということを語り継ぐことが本当に大切ではないでしょうか。教育委員会での平和に関する独自の企画も要望しておきます。

次に、平和都市宣言についてに移ります。

平和都市宣言をした自治体は、いろんところで広がっています。日本の非核宣言自治体協議会の調べでは、非核平和都市宣言をしているのは、自治体は1,556自治体です。

高浜市においては、平成6年3月議会で、高浜市非核平和都市宣言に関する決議として、案文は「地上より兵火と銃声の止む日を待ち望むのは全世界の悲願なれど、頻発する地域戦争は絶える兆しもない。今日、世界中になお幾多の核兵器が拡散し、世界平和実現の大きな障害となっている。日本は世界唯一の被爆国として、その惨禍を忘れることなく永遠に語り継ぐとともに核兵器廃絶の運動を推進することを日本国及び日本国民に課せられた使命である。

ここに高浜市議会は世界恒久平和の誓いも新たに過去の戦争の傷跡を次代に伝え、かけがえのない地球環境の保護とあらゆる生命の尊さを訴え、地球市民の立場より『高浜市非核平和都市宣言』実現に向けて最善の努力をするものである。」です。全員で決議されました。今度は行政として非核平和都市宣言をするよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） この件に関しましては、過去に幾度となく日本共産党高浜市議団の皆様から御質問をいただいております、繰り返しになりますけども、非核平和都市宣言につきましては、1980年代から宣言を行う自治体がふえまして、既に多くの自治体、先ほど1,556というふうなお話ございましたけども、宣言をされていることにつきましては御案内のとおりということでございます。

本市におきましても、市議会の皆様方が平成6年3月議会におきまして、高浜市非核自治体宣言実現に向けた決議をされ、このことは高浜市議会という一つの機関の意思として重く受けとめさせていただいております。また、その御意思を尊重する中で、行政をおあずかりする立場といたしまして、宣言をする、しないにかかわらず、引き続き平和行政を推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 何か宣言するのに、何かする、しないに理由があるんですか。ちょっとそ

こがはっきりしなかったんでお願いします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） する、しないということにかかわらずということで、私ども議会の皆様方が宣言をされたということの中で、例えば先ほど申された非核自治体の協議会の中でも、高浜市はもう既に宣言をした自治体というふうにカウントされておるといふように、ホームページ等を見ますとそういうことになっております。したがって、高浜市につきましては、もう既に宣言がされておるといふこともございますので、行政としてする、しないということではなくて、もう既に議会の皆様方が、その団体意思として宣言をされたところを尊重してまいるといふことでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 行政としては関係ないという、関係ないというか、どういう、ちょっと意味がよくわかってないんですけども、お願いします。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 行政として全くする意思がないとかそういうことではなくて、もう既に議会の皆様方のほうが宣言をされておるといふことで、対外的にも宣言をしている都市といふふうな認識もされておる中で、そういった議会の皆様方の立場を尊重する中で、行政は行政として今後とも粛々と平和行政を推進していきたいといふことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） はい、わかりました。何か行政が、行政のほうで宣言をするものだと考えてましたけども、まあ、そういうことでしたら進めていきます。

次に、平和市長会議の加盟についての質問に入ります。

平和市長会議は、広島市及び長崎市は1945年8月、原子爆弾の投下により、一瞬にして廃墟と化し、数多くの尊い命が奪われました。原子爆弾は、戦後67年が経過した現在でも、放射線による後遺障害や精神的な苦しみを市民に残しています。このような原子爆弾による悲劇が二度と繰り返されないよう、広島・長崎両市は一貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、その廃絶を求め続けてきました。1982年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、世界各国の都市に連帯を呼びかけました。平和市長会議は、この趣旨に賛同する都市で構成された機構です。

また、今、平和市長会議に加盟している団体は全世界に広がり、153の国と地域で5,238都市が加盟しています。日本では全国1,742市町村中1,146市町村が加盟しています。また、近隣市町では、知立市、安城市、半田市、東浦町が加盟しています。市長が、非核平和の第一歩として平和

市長会議の加盟を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川広人） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 平和市長会議の活動につきましては、御指摘のとおり大変意義深いものというふうに認識はいたしております。恒久平和を願ってやまないということにつきましては当然のことですけれども、この会に参加していないから平和行政を推進することができないということはないというふうに思っております。

地方公共団体は、地方自治法第1条の2第1項におきまして、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うというふうにされております。この意味におきまして住民福祉の増進の基本は、まず、何よりも住民の皆様方が平和の中で安心して暮らせるまちをつくることにあるというふうに考えております。したがって、これまでどおり現状の中で、市民福祉の向上を図るための行政を推進していくということを基本的な姿勢といたしまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（北川広人） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 平和でこそ今の生活があるわけで、市長は平和に関してリーダーシップをとっていただきたい、そういう思いで今回の質問をしました。市長会議に加盟すれば、核兵器廃絶のはずみとなりますし、被爆者の悲願も日程に上ってきます。検討をお願いして質問を終わります。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時。

午後2時49分休憩

午後3時00分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、鷺見宗重議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 小水力発電の設置についての質問の中で、碧南市は農業用水で小水力発電の導入を検討しているという発言をしましたが、安城市が正しいので、おわびして訂正します。よろしく申し上げます。

○議長（北川広人） 次に、5番、柴田耕一議員。一つ、災害廃棄物の広域処理に関する見解について。一つ、保育所の民営化の状況について。以上2問についての質問を許します。

5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります

災害廃棄物の広域処理に関する見解、保育所の民営化の状況について、以上2問について質問をさせていただきます。

まず、災害廃棄物の広域処理に関する見解について。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災、東北地方を初め、東日本の広範囲にわたる地域が地震と津波により大きな被害を受け、1年以上経過した現在でも、テレビ等で放映されるたびに、胸が痛み重苦しい気分になります。これまでも本市を初め、全国各地の多くの人々が被災地の復旧と復興に向け、さまざまな形で支援、取り組み等を進めてまいっているところでございますけれども、被災地の復旧・復興の大きな障害となっている災害廃棄物処理が思うように進んでいないということがあります。

こうした状況の中、愛知県知事が、国が県内処理を決めている福島県を除く岩手県、宮城県の両県の災害廃棄物の一部を一日も早く撤去し、復旧を早く進めるために、環境大臣からの全国で処理をしていただきたいとの協力要請に対し受け入れを表明し、名古屋港南5区、中部電力碧南火力発電所、トヨタ自動車田原工場等の3カ所の最終処分場の候補地も発表しました。また、知事は、地元や関係者の皆様との調整を早く進めるため、受け入れ施設の整備の可能性、環境への影響、愛知県独自の受け入れ基準等の策定について、一日も早い検討が必要であるとの理由で、調査、設計費用等を専決処分し、災害廃棄物の受け入れに向けた検討を早急に進めていることを報道機関等にて発表されていますが、なかなか具体的な情報等中身が伝わってきません。

私は、いまだに多くのがれきに囲まれて暮らしている東日本の皆様方の状況を考えますと、当然協力していくべきだと思っています。そこで4点ほどお聞きします。

一つ、災害廃棄物の処理に係る愛知県の状況について、2、被災地の現状について、3、災害廃棄物処理に関する課題について、4、高浜市としての今後の対応について。

午前中の12番議員と重複している部分もあるかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

次に、保育所の民営化の状況について。

平成22年9月議会の7番議員の一般質問において、保育所の民営化に当たっては、まず優先されるのが子ども、保護者等の利用者が不安なく継続して利用でき、よりよい園生活、サービス等の充実を目指すとの答弁がありました。

ことし4月1日、知多学園による児童センターを含む吉浜保育園の運営が開始されております。また、来年4月1日には高浜市社会福祉協議会による児童センターを含む中央保育園の民営化が控えています。私も保育所の民営化は子どもや保護者等の利用者の視点を考慮して進めることが重要であると思えます。今までの民営化で取り組んできた内容を踏まえ、今後の取り組みや予定、移管法人の意向を交えお示ししていただきたいと思い、2点ほどお聞きします。

一つ、吉浜保育園開始に当たり、子ども、保護者等の視点に立った民営化への取り組みが具体的にどのように行われ、問題点等なかったか。

2、中央保育園は市内で最も多い190名の定員に対し、以前から園庭が狭いとの意見があるし、交通問題等もあると聞いております。民営化に際し、隣接地に土地を確保してほしい旨の意向はあったとすれば、確保する予定はあるか、

以上、答弁をお願いし、1回目の質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（北川広人） こども未来部長。

〔こども未来部長 神谷坂敏 登壇〕

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、順番が逆になりますが、柴田耕一議員の2問目、保育所の民営化の状況についてにお答えさせていただきます。

まずは、民営化への取り組みが具体的にどのように行われたかについて御説明いたします。

最初に、保護者への周知についてでございますが、平成23年1月の吉浜保育園及び中央保育園の移管法人決定前の前年10月に、まずもって民営化について知っていただくために、毎年度実施しております保育園入園説明会において、2園の保育園の民営化について御説明をいたしました。その際には、民営化後も市が定める保育料が適用されることや、既に購入している用具類等は引き続き使用できることなど、保護者の方々が不安や疑問に思うであろうことを中心に御説明をいたしました。

在園児につきましては、保護者会役員の皆様へ同様の説明を実施するとともに、移管法人決定後の3月には、在園児全員の保護者を対象に、両園の移管法人同席による民営化に係る説明会を実施し、先ほど申しあげました不安、疑問な点に加えて、移管法人から、今後拡充される保育時間や園運営に係る取り組み等について説明をいただきました。

その後も、入園説明会や入園式等のさまざまな機会をとらえて民営化に係る説明を実施してまいりました。また、吉浜児童センター・児童クラブの利用者に対しましても、平成23年10月に民営化に係る説明会を開催しており、加えて吉浜保育園ではこれまで菊人形制作や農園管理等で地域の方々と子どもたちとの深い関わり合いがございましたので、民営化後も引き続き地域の子もたちとの関係を継続していただきますよう、吉浜まちづくり協議会の会議の中でお願いをするなど、保護者等への周知に努めてまいりました。

次に、民営化に伴う園の人的環境変化の緩和に対する取り組みについて御説明いたします。

まず、市保育士の派遣であります。本年4月に社会福祉法人知多学園へ、吉浜保育園の運営開始に当たり、1名は1年、もう1名は2年の予定で保育士を派遣しております。このことに加えまして、民営化前に吉浜保育園で勤務をしていた市雇用の早朝・延長職員を含む臨時職員が知多学園に正規職員もしくは臨時職員として10名雇用されております。また、民営化直前の1カ月前から知多学園が新規で雇用する保育士が保育の継承及び子どもや保護者との関係構築のため、吉浜保育園において合同の保育を実施してまいりました。

あわせて、今回の民営化は現施設を引き続き利用して運営することから、円滑な運営移行ができるよう施設補修の要否等について、民営化以前に移管法人である知多学園と協議を行ってまいりましたが、大規模な補修箇所はなく、既存の状態を引き継いでの運営開始となっており、順調に滑り出しているものと認識をいたしており、特に問題点等は発生いたしておりません。

続きまして、平成25年の中央保育園の民営化について御説明いたします。

保護者への周知は、先ほど申し上げましたとおり、これまでも入園説明会や入園式等で実施しておりますが、引き続きさまざまな形で情報を発信するとともに、地域とのかかわりの点では、高浜まちづくり協議会へも民営化に係る説明を行う予定といたしております。

また、本年度中に中央児童センター・児童クラブの利用者を対象とした説明会も開催する予定であります。

次に、人的環境変化の緩和であります。市保育士の派遣については、吉浜保育園と同様の形態で実施する予定であり、今後高浜市社会福祉協議会では吉浜保育園の場合と同様に、円滑な運営移行を図るために有効となります中央保育園で勤務している臨時保育士を中心とした雇用に係る説明会を開催する予定であると聞き及んでおります。

また、保育について十分な実績がございます高浜市社会福祉協議会が目指す保育を実施できる環境に近づけるよう、市として支援するため、園の環境整備に係る協議を行っております。

まず、施設面では空調設備にふぐあいが多かったため、大規模改修として平成23年度に空調設備の改修を実施いたしました。また、御質問にありましたように、中央保育園の敷地面積は定員から見ると確かに狭いということから、高浜南部保育園で実績のある体育指導を踏まえ、体格差のある3歳未満児と3歳以上児がお互いを気にすることなく安全に遊べ、運動ができる園庭や、周辺に農地が少ない環境のため、子供の食育に寄与する土や作物に触れる機会を創出するための畑といった子供の成長の促進が期待できる保育園運営用地の確保が必要との意向がございます。また、高浜市社会福祉協議会では、市と同様に徒歩もしくは自転車での通園はコミュニケーションを高め、親子のきずなを保つ手段として有意義であるという考え方に変わりはありませんが、車による通園も状況により必要な場合がある中で、近年、商業施設が近隣につくられたこと等から、交通量が増加をしている市街地に立地する園であることから、交通安全対策としての必要性についても協議を行っているところであります。

市といたしましても、園児の発達や食育推進につながる土地の確保に対する高浜市社会福祉協議会の考え方に賛同するものであり、交通状況への対応と、避難所としても活用できる一体的な土地の確保により、民営化後においても子どもたちや保護者の皆様に喜ばれる園であり続けられるよう支援してまいりたいと考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔こども未来部長 神谷坂敏 降壇〕

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二）　続きます、柴田耕一議員御質問の1問目、災害廃棄物の広域処理に関する見解について、（1）災害廃棄物の処理に係る愛知県の現状について、（2）被災地の現状について、（3）災害廃棄物処理に関する課題について、（4）高浜市としての今後の対応について、それぞれお答えをさせていただきます。

なお、さきに御質問されました小嶋克文議員、内藤とし子議員の御質問に対する答弁と重複するところがございます点につきましては、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

まず、（1）災害廃棄物の処理に係る愛知県の現状についてお答えをさせていただきます。

本年3月16日、愛知県知事に対して野田総理より、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく広域的な協力の要請があり、あわせて同日付で細野環境大臣より愛知県知事に対して、東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち広域処理が必要な量として、岩手県で約57万t、宮城県では約344万tであり、この広域処理必要量の一部の受け入れ要請がありました。愛知県知事は、被災地と産業や文化などの多くの面で深い関わりのある愛知県としては、災害廃棄物の処理への協力が被災地を支援する上で大変重要であるとし、3月18日に災害廃棄物の受け入れを表明されております。

また、受け入れに当たっては、この地域からあらゆる可能性を踏まえ、名古屋港南5区、中部電力碧南火力発電所、トヨタ自動車田原工場の3候補地について、愛知県が主体となって受け入れがれきの仮置き場、焼却施設、最終処分場の整備の可能性の検討を進めるとされております。

次に、本年4月5日には、中部電力のホームページによりますと、愛知県知事から中部電力株式会社に対し、操業及び将来の土地利用に支障が生じないようにすることはもとより、災害廃棄物の安全性の確保や関係自治体、関係者並びに周辺住民への説明、施設の整備から終了までのすべての事業を、県が主体となって責任を持って進めるとし、先ほど申し上げました仮置き場、焼却施設、最終処分場それぞれの設置場所の提供の可能性について検討依頼がされております。

また、同日4月5日には愛知県知事から細野環境大臣あてに、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく広域的な協力についての回答がされております。その具体的な内容でございますが、災害廃棄物の最終処分場や焼却施設の整備等に要する経費の負担等について、速やかに必要な措置を講じることを国に求めた上で、1点目として、広域処理の対象となる災害廃棄物の受け入れを決定し、そのための検討を進めることとしたこと、2点目として、受け入れに向けて、今後県内の市町村と連携・調整を図ること、3点目として、県内3カ所の受け入れ候補地について、受け入れ施設、仮置き場、焼却施設、最終処分場の整備の可能性を検討すること、4点目として、環境への影響を検討するとともに、県独自の受け入れ基準もあわせて検討すること、5点目として、検討に係る調査費用として6億円の予算措置を講ずるとする回答がされております。

その後、御案内のとおり、5月23日には、愛知県議会臨時会において、東日本大震災で発生したがれきの受け入れをめぐる調査費用6億円の補正予算案の専決処分が承認されるとともに、今回の災害廃棄物受け入れに係る県議会として決議がされたところでございます。

その内容といたしましては、愛知県において受け入れに係る検討・調査を進めているが、受け入れに際しては県民の安心・安全の確保と理解が大前提であるとし、1点目として、今回の検討・調査について、きめ細かく迅速に進めていくこと、2点目として、災害廃棄物における独自の受け入れ基準の設定に当たっては、県民の理解が得られるよう安心・安全な値とし、できるだけ早く明らかにすること、3つ目として、情報開示を徹底し、県民及び関係自治体の不安を取り除き、理解を求めていくこと、4点目として、風評被害を生じさせないように万全の対策を講ずること、5点目として、国の責任及び財政負担を明確にすること、以上の5点が決議されたところでございます。

次に、(2)被災地の現状についてお答えいたします。

震災発生後、災害廃棄物の量は岩手県では通常の11年分、約476万t、宮城県にあつては通常の19年分、約1,569万tにも達しております。被災地では、まず住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を仮置き場へ移動させることを第一の目標として取り組み、その後、農地等に散乱した災害廃棄物の仮置き場への移動を行い、被災地における既存廃棄物処理施設等において全力で処理が進められてきております。

一方、膨大な廃棄物を処理するため、岩手、宮城両県で合わせて27基の仮設焼却炉の設置が計画されており、順次稼働しているという状況でございます。

こうした状況の中、岩手、宮城両県では全力で災害廃棄物処理が進められているものの、その処理が追いつかず、平成24年3月現在でその処理量は7%を超えた状態であることから、被災地におけるより一層の処理を加速するため、岩手県で約57万t、宮城県で344万tについて、全国の廃棄物処理施設での受け入れ要請が行われております。

現在、震災発生から1年2カ月が経過し、環境省において、岩手、宮城両県の災害廃棄物推計量の見直しが行われ、広域処理の必要となる処理量は岩手県で約57万tから約120万tへと増加し、宮城県では約344万tから約127万tと大きく減少し、災害廃棄物の処理必要量は両県合わせて約247万tとされており、このうち不燃物が約129万t、52%の割合となっております。

次に、(3)災害廃棄物処理に関する課題についてお答えいたします。

災害廃棄物の広域処理につきましては、風評被害及び健康被害といった地域の不安感を払拭し、住民の皆様の御理解、御納得をいただくことが何よりも重要であると考えております。

そのためにはまず、市が正確な情報を把握する必要がありますが、今回の愛知県が主体となって実施する災害廃棄物の広域処理につきましては、3月の愛知県知事による受け入れの表明後、正式な説明会は、4月10日に開催されました「市町村部課長会議（災害廃棄物に関する情報連絡

会)」の1回しか行われておらず、環境省の「広域処理情報サイト」及び新聞報道等による愛知県の動向を把握しているというのが実情でございます。

したがいまして、本市といたしましては、不確定な情報を市民にお伝えすることはできず、大変苦慮しているところでございます。

以上のことから、災害廃棄物処理に関する課題といたしましては、正確な情報の把握が課題と考えており、引き続き愛知県に対しまして情報の提供を働きかけてまいりたいと考えております。

最後になりますが、(4)高浜市としての今後の対応についてお答えいたします。

震災発生以降、高浜市では被災地と被災者に寄り添い、復興を支えるには、可能な範囲の協力が重要であるとし、被災地の復興を強く望み、高浜市としてのできる限りの支援を行ってまいりました。その基本姿勢は決して変わるものではありません。愛知県による災害廃棄物の受け入れについては、被災地支援として必要であり、冒頭で申し上げましたとおり、災害廃棄物の安全性の確保や関係自治体、関係者並びに周辺住民への説明及び施設の整備から終了までのすべての事業を県が主体となって責任を持って進めるとされております。また、約6億円の費用を投じ、災害廃棄物の受け入れに関する調査が開始されたところでもあります。

本市といたしましては、災害廃棄物の受け入れの可否を判断するためには、地域住民の「安心・安全」、「不安感の解消」を第一と考えて対応すべきものと考えており、愛知県に対しては早急その判断材料となる受け入れ基準と安全管理体制を含めた具体的な受け入れ手順を示していただくこと、また国・県の責任のもと、住民を初めとする地域の御理解をいただくための説明会の開催を求めていると考えております。

また一方で、愛知県市長会に設置されました「受け入れ課題に関する研究会」及び衣浦東部広域行政圏等での検討を重ね、関係市と歩調を合わせながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） ありがとうございます。

まず、保育園の民営化の状況につきましては、吉浜保育園の民営化と中央保育園の民営化に向け、子どもや保護者等利用者の立場に立った取り組みが実施されており、また今後に向けても考慮されていることはわかりました。

中央保育園については市街地にある大規模園ということで、高浜市社会福祉協議会も高浜南部保育園を運営する状況とは違うため、いろいろと御苦労があると思います。先ほどの答弁にあったように、市としても高浜市社会福祉協議会がこれまで高浜南部保育園で積み重ねてきた実績を生かした保育ができるような支援が必要だと思っております。これからも、民営化後においても両園に対して必要な助言、支援を続けていただき、最終的には、利用者である子どもたちや保護者の利益につながるようにしていただきたいと思います。

次に、災害廃棄物の広域処理に関する見解について、3点ほど再質問をさせていただきます。

1つ、中部電力が受け入れ候補地とされた理由。また、知事の要請を受けた中電の意向はどのようになっているのか。

2番目として、被災地の震災がれきについては、最初の答弁によると大きく減少してきているとのことですが、愛知県知事は100万tの受け入れを表明されております。状況は変化している現在、見直しを求めるべきではないかと思っておりますけれども、そこら辺の見解をお願いいたします。

3番目として、阪神・淡路の際は日本全体でがれき処理の受け入れがされたと認識をしておりますけれども、今回は放射能汚染という要素が付加されたことにより、その対応が複雑なものとなっております。震災がれき受け入れの当面の課題は風評被害と最終処分場の確保と考えますけれども、この問題の本質的な解決のためには日本全体が一つになって取り組むべきと考えておりますけれども、当局のお考えはどうかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（北川広人） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） それでは、御質問のございました1点目の中部電力の受け入れ候補地の理由と、あとは広域処理の減少に対する考え方について、先に2点ほどお答えさせていただきます。

まず、中部電力が受け入れ候補地とされた理由でございますが、平成24年4月5日、愛知県知事が中部電力に対し、災害廃棄物の受け入れ要請を行った通知というのがございます。その中に、その選定理由といたしまして、県内企業の中で大規模な処分場であり、立地条件等から総合的に判断して候補地としたと記されてございます。

また、6月4日の知事の定例記者会見におきましては、市街地から相当に距離があり、まとまった土地があり、県が責任を持ってやっつけられる場所であることや、交通アクセスも含め総合的に勘案して選んだとコメントが出されてございます。

これに対しまして、中部電力の意向、考え方でございますが、中部電力の公式ホームページによりますと、その意向が発表されてございます。要請を受けた中部電力側といたしましては、要請を受けた同日、4月5日に愛知県知事及び県環境部長による災害廃棄物の受け入れに係る協力要請に対し、愛知県が地元の皆様の御理解を得ることを前提とした上で、今後県の計画の受け入れの可能性について技術的な検討を行うとの回答が公式に発表されてございます。

続きまして、2点目の被災地の災害がれきの減少に係る部分でございますが、知事が100万tの受け入れを表明されてございますが、状況が変化してきている現在、見直しを求めるべきではないかという御質問でございますが、環境省の岩手、宮城両県における災害廃棄物の全体推計量及び広域処理の見直し結果については、当然愛知県も把握されているものと思っております。したがって、愛知県におかれましては、当然のこと現状を踏まえた全体計画が示されるものと

私どものほうは考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（北川広人） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、私のほうから3点目の御質問がございました、がれき処理の受け入れの当面の課題は風評被害、そして最終処分場の確保、これに対して日本が一つになって進めていかなければならないんじゃないかという御質問でございましたが、まさに御指摘のとおり、私どももそのように考えております。折しも去る6月6日でございますけれども、第82回の全国市長会の通常総会が開催をされております。そこで東日本大震災からの復旧・復興に関する決議がなされておまして、その決議の中に「災害廃棄物の処理に対する支援」が盛り込まれております。若干その内容を御紹介させていただきますと、復興の大前提である災害廃棄物処理について、膨大な量を被災自治体のみで処理することは困難であることから、全国の自治体で広域処理を行う取り組みを推進するとし、推進に当たっては国の責任において、地域住民の理解や協力を得るために、自治体が行う説明会において、住民の放射線汚染に対する安全性や風評被害が生じないよう詳細な説明を行うとともに、風評被害が生じた場合は国が窓口を設けるなど万全な対策を講じること。また、災害廃棄物の受け入れ自治体内において、焼却灰の最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、責任を持って最終処分場を確保することとされ、6月6日の同日、直接国のほうに要請がされております。

今回の決議は、全国の市長の総意として被災地支援に向けての大きな方向性が固まったものと考えており、災害廃棄物の広域処理の次なる展開に結びつくものではないかと考えるものであります。

本市といたしましても、今回の決議を重視し、今後明らかになってくる県の全体計画等に注視しながら、被災地の一日も早い復旧・復興を願ひ、本市としてできることを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川広人） 5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 御丁寧な説明ありがとうございました。

先ほど申し上げたように、私も被災地の復旧・復興は日本全体で協力していくべきであると考えています。災害廃棄物の処理なくして被災地の真の復興はあり得ません。この地域で心配されている東海・東南海・南海の3連動地震が起きたときを考えると、あすは我が身であります。人ごとではなく、少しでも協力したいとの思いは、私を初めだれしもが強く持っていると思いません。

一方、他県等では国際的に認められ、国の法律でも定められているクリアランスレベル、放射能物質として扱う必要がない基準の、1kg当たり100Bq以下の放射性セシウムの濃度基準を採用するなどして処理を行っている自治体もあると聞き及んでいます。しかし、受け入れに際しては、

市民の安心・安全を最優先に考えることが第一であります。災害廃棄物によって二次的被害を受けるようでは意味がありません。一日も早く愛知県知事に対し、放射能の基準値等を決め、放射線量の測定等十分な体制を整え、しっかりしたデータを提示し、迅速な情報開示及び公開を行い、風評被害などに対し国と県は責任を明確にし、早急に地元説明を行い、市民の理解を得るよう市長に対しお願いしておきます。

また、国に対しても、広域処理の法律を早急に制定することを強く要望しておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 暫時休憩いたします。再開は15時50分。

午後 3 時37分休憩

午後 3 時49分再開

○議長（北川広人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、磯貝正隆議員。一つ、地域産業振興について。以上1問についての質問を許します。

13番、磯貝正隆議員。

〔13番 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります地域産業振興についてを質問いたします。要点に絞って質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

昨年12月の定例会におきまして、前高浜市商工会長、都築光義氏から、地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情が提出をされました。それを受け、私ども議会はその条例制定の必要性を理解、賛同いたしまして、賛成多数でこれを採択したところであります。

この陳情にありますように、地域産業の発展は、地域経済の活性化を支え、地域の活性化、地域全体の活力アップ、市民の暮らしの向上につながるものであります。つまり、私たちの暮らしを将来にわたって継続させていくにも、高浜市の自治体運営を支える財政基盤をしっかりとさせていくためにも、地域産業の発展が欠かせないということであります。

そこで、まずこの高浜市商工会長から提出をされました陳情についての高浜市当局の姿勢、見解をまずはお伺いをいたします。

次からの質問は自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 御質問の地域産業振興につきましては、議員も御承知のとおり、本市の第6次総合計画の産業振興分野におきまして、基本目標を「まちの成長を支えるエンジン

として、産業を元気にします」ともう一方、「地域に根ざした新たなビジネスの芽を育みます」この2本の柱を目標といたしまして、各種アクションプランに取り組んでいるところであります。

そうした中、昨年の12月議会におきまして、高浜市商工会から「地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情」が採択をされております。議員の御質問のほうにもありましたが、その陳情の趣旨は、地域経済活性化を支えているのは、地域の産業であり、地域産業を発展させることが地域の活性化、地域全体の活力アップをもたらし、市民の暮らしの向上につながることから、市の産業振興に向けたさらなる施策を行うこと。加えて、商業、工業、農業、観光など産業の枠を超えた連携が必要で、そのためには産業の振興に関する基本理念及び施策方針を定め、行政、各種団体、事業者、市民の責務を明確にした条例の制定が必要であると結ばれております。

そこで、陳情の趣旨を踏まえ、また市の産業振興に対するビジョンをわかりやすく伝えるとともに、産業基盤の安定と健全な発展に対する本市の考え方を明文化した条例が必要であろうと考えましたので、（仮称）高浜市産業振興条例、素案でございますが、策定をいたしたところであります。

現在、この素案をたたき台といたしまして、高浜市の未来を創る市民会議の産業・観光分科会を初め、高浜市商工会、愛知県陶器瓦工業組合にこの条例素案をお示しするとともに、ことし5月及び6月には高浜市産業振興懇談会を開催いたし、関係団体の代表であります高浜市商工会長、愛知県陶器瓦工業組合副理事長、高浜市農業委員会の会長、高浜市観光協会会長からそれぞれ御意見をいただいております。

一方、本市の産業振興につきましては、中小企業向けの制度融資の保証料補助を初め、創業支援、地場産業振興支援、急激な経済状況への変化の支援策といたしましては、昨年度実施をいたしました緊急雇用安定助成事業等々の緊急措置を講ずるなどして、中小企業などの皆様への御支援を初め、商工会、農業関連、観光協会への補助を実施いたしているところであります。

しかしながら、産業振興は社会経済情勢の変化や国などにおける各種施策の変化への対応など、新たに取り組むべき施策の整理や変化に応じた課題の把握など、尽きることはありません。本市におきましても、他市町村の抱える諸問題とほぼ同じでありまして、商業では大型商業施設の進出やチェーン店の展開に伴う価格競争の激化に加え、経営者の高齢化、後継者不足といった構造的な問題を抱え、地域商業を支えてきた商店を取り巻く経済環境は一層厳しさを増しているところであります。

工業におきましても、中小企業は地元の資源や技術を活用、雇用の場の提供など地域経済において欠かせない役割を果たしていただいておりますが、一般的には事業実績、信用力、担保力などが弱いため、資金確保が困難となっております。この厳しい状況を打開するために、事業者みずからの努力による経営革新や市場の開拓、新規事業の進出が求められますが、それにはやはり融資枠等の確保が課題となっております。

一方、市内で操業をしている既存企業が一層のコストの低減を求めて市外に移転してしまうことにより、雇用や市税収入の場が減少し、産業が衰退してしまうことが考えられます。こうしたことから、既存企業に対する支援が必要であると考えております。

また、農業では、農業従事者の減少・高齢化が進み、今後耕作ができない農地がこれまで以上に拡大する可能性が高まっています。このような状況に歯どめをかけ、生産基盤の強化を図るため、後継者の育成、新規就農者の受け入れ環境の整備、経営対策に対する支援が必要であり、あわせて農地を良好に保つため、地域の特性を生かした計画的な土地利用を促進し、農地の合理的な利用保全を図ることが必要と考えております。

観光では、経済効果のほかにも市の魅力や知名度の向上、人と人との交流、自分の住んでいるまち「じまんできる高浜」を誇りに思う意識の高揚と、観光ボランティアを初めとした「おもてなし」の精神に富んだ市民の皆様方の御理解と御協力が必要であると考えております。

このような課題を踏まえまして、（仮称）高浜市産業振興条例（素案）では、市、事業者、経済団体、市民等で産業振興のそれぞれの役割につきまして、共通の認識をお持ちいただき、協働して産業振興に取り組むための基本姿勢を定めたものでございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、先ほども申しました高浜市産業振興懇談会で御意見をいただき、条例案を市民の皆様に向けパブリックコメントを実施しました後、本年度の9月議会に向けて産業振興条例制定の議案上程を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北川広人） 13番、磯貝正隆議員。

○13番（磯貝正隆） 答弁ありがとうございました。

今までのといたしますか、現在の既存の支援策、そしてまた、それぞれの産業が抱えている諸問題、十分に当局の皆様が理解をされておるといふこと、よくわかりました。

そしてまた、既に条例の素案を策定し、未来を創る市民会議、高浜市商工会、陶器瓦工業組合にも提示をして、既にまた2回産業懇談会を開催されており、目下検討中ということでございます。そしてまた、パブリックコメントを受けた後、本年9月定例会に条例案を提出したいという道筋も御提示いただきました。

ちょっと一見拙速に見えるような感じがいたしますけれども、社会経済状況というものは刻々と変わっていきます。そういう中でタイムリーに素早く行うということが、この条例をつくる上でのスピード感かなというふうに理解をしております。

それでは、次の質問に移ります。

さきの6月5日付、中部経済新聞にもありましたけれども、お隣の安城市で、詳細ははっきりつかんでおりませんが、中小企業振興条例が本年7月から施行されるというふうなことが載っておりました。他市では、このように中小企業振興条例を制定しておるところが多くございます。

高浜市は、今お話がございましたように、産業振興条例ということでございます。そのように産業振興条例に枠を広げておるということはどういう意味かということが1点。そしてまた、安城市以外にこの近隣市でこういった条例の制定にかかわる動きがあるかどうか。そういう情報がございましたら、御報告願いたいと思います。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） それでは、2問目の議員の質問に答えさせていただきます。

まず、産業振興条例でございますけれども、私どものほうでは商工会への支援を初め、地場産業への支援、コミュニティビジネスの創業支援など、中小企業への振興支援はもちろんのことさせていただいているわけですが、産業振興条例につきましては、加えて本市のいわゆる農業が抱える課題、観光施策の推進による人口交流の増加等の課題等々を商業、工業、農業、観光が連携いたしまして、各産業の枠を超えた取り組みによりまして、地域の活力を創出し、次世代の産業を担う人材育成と、地域での雇用が期待できるものと考えております。

次に、隣接市の条例制定の状況でございますけれども、先ほど議員言われましたように、本年6月に安城市のほうで6月議会のほうに、中小企業の振興条例のほうを上程済みでございます。近隣の5市の他市につきましては、知立市が12月に同じく中小企業振興条例を上程するという予定の情報を得ておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（北川広人） 13番、磯貝正隆議員。

○13番（磯貝正隆） ありがとうございます。

高浜市は、連携をして枠を超えた取り組みによる効果をねらったというふうに理解をしておきます。

まちにはそれぞれの振興条例があつていいと思います。中小企業振興条例、そしてまた、もっと大きくして基本条例といいますか、産業振興の基本条例でもよいと思います。要は高浜市に合ったといいますか、高浜市の特徴、高浜市の特性を生かした、それを踏まえた条例であつてほしいというふうに思います。

それでは、先ほど申し上げましたように簡潔に行いたいと思いますので、最後になります。

この9月の定例会で上程を考えておられる（仮称）高浜市産業振興条例の基本理念、これをどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（北川広人） 地域産業グループ。

○地域産業G（神谷晴之） 条例素案では、基本理念といたしまして、市、事業者、産業経済団体、地域における諸団体並びに市民の皆様で、産業振興におけるそれぞれの役割につきまして共通認識をお持ちいただき、協働して産業振興に取り組んでいただくことを基本と考えておりますので、よろしく願いたします。

○議長（北川広人） 13番、磯貝正隆議員。

○13番（磯貝正隆） たびたびありがとうございます。

要は、ポイントは、お話がありましたように、まさに行政、事業者、関係諸団体、そして市民の皆さんにもそれぞれの役割、そして責務、これを共同認識として持っていただくことにあるというふうに思います。

この条例を制定するという事は、陳情にもございましたけれども、産業振興に対する高浜市の熱意を外に向けて、あるいは内に向けて発表する、宣言をするものだというふうに思います。産業の枠を超えて、協働をして、高浜市の活気を取り戻そうという宣言であるというふうに考えます。

今まで先輩諸兄が並々ならぬ努力でこのまちをつくっていただきました。今は高浜市であります。どうかその辺をおくみ取りいただきまして、もっともっと活気のある高浜市になるように、当局の皆さんにおかれましては、（仮称）高浜市産業振興条例の制定に向けて格別の御尽力をお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北川広人） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は、1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（北川広人） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、あす14日は休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。

よって、あす14日は休会とすることに決定いたしました。

再開は、6月15日午前10時であります。

本日は、これにて散会といたします。長時間御協力ありがとうございました。

午後4時5分散会
